

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 2 6 . 2 定 )</b>			
日 時	平成 2 6 年 6 月 1 9 日 ( 木 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、鈴木副委員長、秋元・吹田・小貫・松田・上野・ 林下・前田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました新谷です。

もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、鈴木委員が選出されていることを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、松田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

○小貫委員

◎米艦ブルーリッジの入港について

最初に、アメリカ海軍の艦船ブルーリッジが寄港する計画があるということに関連して伺います。

18日に各紙で一斉に報じられていますけれども、いつもどおり入港に対しての3条件をもって判断するということです。現在どの程度確認が進んでいるか不明なのですが、この核兵器搭載の有無についてはどのようにこの間確認してきたのか、説明をお願いいたします。

○（総務）総務課長

今回、6月16日付けで小樽港長から入港の通知がございまして、翌17日付けで、外務省と在札幌米国総領事館宛てに、核兵器搭載の有無について文書照会をさせていただいております。

○小貫委員

17日ということで、まだ返事は来ていないということでもよろしいですね。

それで、小樽港については、特にクルーズ客船の関係でいろいろ力を入れてきています。7月18日からの寄港計画ということになると、今、7月19日の午前6時にサン・プリンセスが勝納ふ頭に入るという計画であると思うのですが、これへの影響があるのではないかと思います。これについてはいかがですか。

○（産業港湾）管理課長

現在、商船の動向を確認している段階ではありますが、ブルーリッジが接岸可能な岸壁につきましては、勝納ふ頭1番岸壁、中央ふ頭4番岸壁、港町ふ頭3番岸壁でありまして、サン・プリンセスは勝納ふ頭2番岸壁、3番岸壁を利用する予定となっておりますので、直接的な影響はないと考えております。

○小貫委員

観光都市宣言をして、そしてクルーズ客船の誘致に力を入れていると。中松市長はこの辺、今、奮闘しているところで、ダイヤモンド・プリンセスも入るようになって、小樽としてどういう打ち出しが必要かというところがこれからの課題になってくると思うのですが、その矢先に、3連休のときにクルーズ客船が入ってきたら、隣に軍艦が並んでいたということでは、今後の観光戦略に影響が出てくるのではないかと思います。これについてはいかがですか。

○（産業港湾）管理課長

仮にブルーリッジが勝納ふ頭1番岸壁に接岸することになった場合、7月19日には隣の2番岸壁、3番岸壁にサ

ン・プリンセスが接岸することになります。埠頭内の混乱が予想されますので、先ほど申し上げました艦船が接岸可能な 3 か所の岸壁で検討する際、そのことを考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

**○小貫委員**

隣にと言ったから、そういう答弁になったのかもしれないですけども、結局同じ港に軍艦があって、そこにクルーズ客船が入ってくるというのは、やはり今後の観光に影響が出てくるのではないかという意味で聞いたかったのです。それが実現可能かどうかという話でいえば、先ほど答弁があったように、米艦が泊まっても、クルーズ客船が泊まるのは可能だと思うのですけれども、可能か不可能かという話ではなく、そういうことをやっていたら、今後の観光戦略としてはいかがなのですかという意味です。

**○（産業港湾）管理課長**

観光戦略としてのお尋ねかと思えます。従前より何度か米艦が入港している経緯がございますので、観光戦略としては特に問題ないかと思えます。

**○小貫委員**

なぜ港湾室管理課長が答えるのか不思議なのですが、それでしたら、この間、クルーズ客船と同時に米艦が入港したという実績はあるのでしょうか。

**○（産業港湾）管理課長**

今まで米艦船関係は75隻入ってきております。まことに申しわけないですが、その中で観光客船と一緒に接岸した実績というのは確認されておられません。また、今までの艦船はどちらかというと冬季の入港が多かったものですから、私が知っている限りでは一緒に接岸した経緯はないと思えます。

**○小貫委員**

ですから、まだ決断していないとは思いますが、恐らく初めてのケースだと思いますので、慎重に判断していただきたいと思っております。

そして、6月18日付けの北海道新聞ですけども、「基本的には受け入れる方向で検討している」とあります。受け入れる方向で検討しているというのはゆゆしき事態だと思います。しっかり断るべきだと思うのですが、これについていかがですか。

**○総務部長**

道新の記事でございますけれども、私の発言ですので、私から答弁させていただきます。

この経過につきましては、先ほどありましたとおり、6月16日付けで小樽港長から入港の通告があって、記者レクを行ったわけですけども、その後に私が電話で別途取材を受けて答えた部分でございます。受入れについて質問されましたけれども、趣旨といたしましては、これまで三つの条件がクリアされた場合は受け入れてきているということで、今回も条件がクリアされたら、同様に受け入れることになるだろうと考えているという趣旨で答えたわけでございます。今後バースの調整などが行われると思っておりますけれども、そういったことを踏まえて検討されるべき問題でございますので、条件が整っていない現時点におきまして、決して受け入れる方向で検討しているというわけではございません。

**○小貫委員**

つまり、北海道新聞が間違えた報道をしているということで捉えていいと思うのですけれども、今、部長が言われたとおり、まだ決まっていないということで私たちは押さえていてよろしいのでしょうか。

**○総務部長**

記事が間違っているかどうかということではなく、私の意図が十分伝わっていなかったのではないかと考えております。判断につきましては、今、御質問がございましたとおり、三つの条件について、今も含めて、今後確認していくということで考えておりますので、現時点で受け入れることを決めたわけではございません。

### ○小貫委員

外務省などからの通知もまだ戻ってきていない段階ですけれども、先ほど来言っているように、サン・プリンセスが入るということもありますので、そこはこれからしっかり判断していただきたいという要望をいたしまして、この問題は終わりにいたします。

続いて、議案第 2 号について伺います。

### ◎教育委員会庁舎駐車場整備事業費について

一般会計補正予算についてですけれども、その中のまず財産管理費について伺います。

教育委員会庁舎駐車場整備事業費ということで、2,010万円の補正予算がついています。小樽公園第 2 駐車場の代替駐車場として整備すると。場所としては旧東山中学校グラウンドだということなのですが、この小樽公園第 2 駐車場の台数との比較などで、旧東山中学校のグラウンドで問題はないのかという点ではいかがなのでしょう。

### ○（建設）公園緑地課長

現在、小樽公園第 2 駐車場では127台の駐車が可能です。今後、整備する旧東山中学校のグラウンドでは最大150台の駐車が可能ですので、問題はないと考えております。

### ○小貫委員

この小樽公園第 2 駐車場は、たぶん今、主にイベント時などに使用している駐車場だと思うのですが、今回、補正予算をつけたという意味は何かあるのでしょうか。

### ○（教育）学校教育課長

平成30年4月に開校を予定しております山手地区統合小学校の建設工事に伴い、来年度にその敷地造成工事を行うため、スクールバス等の車庫として使用しておりました旧車両整備工場を取り壊し、また、公園第 2 駐車場も使用できなくなることから、その代替駐車場として教育委員会庁舎横のグラウンドを整備するとともに、その場所にスクールバス等の車庫を新設する予定で、これらの工事を来年度に行うこととしておりましたが、本年3月下旬に、旧車両整備工場の屋根が老朽化及び積雪の影響により崩落したため、急遽取り壊しました。そのため、予定より1年前倒しでスクールバス等の車庫が必要となり、これに伴いまして、バスの通路の確保など、一定程度のグラウンドの整備も必要となるため、来年度に予定しておりました仮設駐車場及び園路の整備についても、一体として行うことが経済的かつ効率的であることから、1年前倒しで行うこととしたものであります。また、降雪期を迎える前に、これらの工事を終えたいことから、今定例会に補正予算を提案させていただいたところでございます。

### ○小貫委員

今、答弁がありましたように、スクールバスの車庫を設置するということなのですが、約2,000万円の事業の内訳として、それぞれ幾らになるのでしょうか。

### ○（教育）学校教育課長

まず、駐車場等の整備工事が1,180万円、そして、スクールバス等の車庫の新築工事が830万円でございます。

### ○小貫委員

それで、整備した結果、あのグラウンドがどのような状態になるのかというイメージが湧いていないのですが、結局、日常的にイベントなどが無い場合は活用がないという状態だと思います。ふだんの利用方法としてはどのような感じになるのでしょうか。

### ○（教育）教育総務課長

日中、校長会、あと多くの参加者がいる会議の際、また教育委員会庁舎の体育館は一般開放しておりますけれども、大きな団体が利用する際には、現在の教育委員会庁舎の駐車スペースが手狭なこともたびたびございますので、その際には、小樽公園の利用に支障のない範囲内で、その駐車場を活用したいと考えております。

○小貫委員

先ほど、駐車場整備が1,180万円で、スクールバス等の車庫の設置に830万円ということでした。今回、起債になっている830万円というのは、車庫の設置が起債の対象ということでよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育課長

そのとおりでございます。

○小貫委員

この問題の最後に、グラウンドですので、今、実態としてどのように活用されているのか、活用されているとしたら、整備されることによって活用できなくなることが予想されるのですが、そういった心配はないのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

現在、使用状況は年に数回でございまして、活用できなくなりましても特に問題はございません。

○小貫委員

◎がん検診推進事業費について

それでは、同じく補正予算の保健事業費について伺います。

がん検診推進事業費ということなので、別に反対するわけではないのですけれども、国庫補助金が入っています。どのような制度が基になっているのか、御説明をお願いいたします。

○（保健所）保健総務課長

このたびの補正予算に計上しているがん検診推進事業費でございますけれども、平成26年2月に可決された25年度の国の補正予算の中で、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業費というものがあります。この事業については、これまでがん検診の受診率をより上げるために国でも取り組んできましたが、受診率がなかなか上がっていかないので、今回、国が考えましたのは、21年度から無料クーポン券を配付して、がん検診の費用を助成してきましたけれども、小樽市においてもこの事業を行っておりますが、21年度から24年度まで無料クーポン券を配付したけれども検診を受けていない方々に対して、再度無料クーポン券を配付しようという事業でございます。国庫補助金については2分の1という事業でございます。

○小貫委員

今、国庫補助が2分の1ということでしたけれども、当初予算の中でもがん検診推進事業費ということで同じく計上されていまして1,146万4,000円、国庫補助金が573万2,000円ということで、2分の1計上されています。ところが、今回の補正予算だと、2,000万円に対して約500万円の国庫補助金ということで、約4分の1となっています。補正予算と当初予算は別の制度の活用なのか、それとも同じ制度だとしたら、なぜ補助率が異なっているのか、この辺の説明をお願いいたします。

○（保健所）保健総務課長

当初、小樽市の予算で計上しているがん検診推進事業費につきましては、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の3本になっておりまして、実は、先ほど説明した国の働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業費には、小樽市で当初予算をつけていました子宮頸がん検診と乳がん検診、子宮頸がん検診については20歳の女性に無料クーポン券を配付、乳がん検診については40歳の女性に無料クーポン券を配付ということで、この二つのクーポン券配付事業も、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業費で取り組まれております。当初、がん検診推進事業費ということで、2分の1の補助率でございました。それから、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業費も同じく2分の1でございますけれども、実は、北海道を通じて国から、この働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業費については、国の予想以上に事業を行う自治体の要望が多かったために、2分の1ではなく、かなりの割り落としがされるという通知がございました。それで、当初予算のがん検診推進事業費の2分の1は恐らくこのままだと思いますけれども、補正予算では、女性支援のためのがん検診推進事業費の割り落としがあったが

ために、補助要綱上は2分の1なのですが、補正予算としては4分の1しか入れなかったと、少し複雑ですが、こういうことでございます。

○小貫委員

要は国が実態に合わせてお金をくれないということだと思っておりますけれども、今回の補正予算で対象が何人になるのか、内訳も含めて説明していただけますか。

○（保健所）保健総務課長

今回の補正予算での対象者でございますが、先ほども説明しましたとおり、これまで無料クーポン券を配ったけれども受診されていない人たちが対象でございます。まず、子宮頸がん検診につきましては未受診の方が7,053名、乳がん検診については9,906名でございます。これに対して受診率なのですけれども、平成25年度の実績を見ますと、それぞれ大体20パーセント程度の受診率になっておりまして、過去に1度クーポン券を配られて受けていない方が対象ということですので、20パーセントよりはさらに落ちるのではないかとということで、未受診者に対して16パーセントの受診率を掛けて、今回の補正額を算出しております。

○小貫委員

当初予算だと、今言った受診率というのはどのぐらいを見込んでいるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

子宮頸がん検診については25パーセントでございます。乳がん検診については35パーセントでございます。

○小貫委員

当初予算に入ってしまうのですけれども、過去の結果で、20歳の子宮頸がん検診と40歳の乳がん検診の受診率の状況はどうだったのか説明してください。

○（保健所）健康増進課長

過去の受診率でございます。子宮頸がん検診につきましては、平成21年度、20歳の受診率が19.8パーセント、22年度は25.0パーセント、23年度は22.4パーセント、24年度は18.4パーセント、25年度は9.8パーセントです。乳がん検診につきましては、40歳の21年度の受診率は39.7パーセント、22年度は35.9パーセント、23年度は32.2パーセント、24年度は28.8パーセント、25年度は24.0パーセントでございます。

○小貫委員

今、数字を聞きましたけれども、子宮頸がん検診については、昨年度、受診率がすごく下がっていますが、平成22年度では25パーセントあったと。乳がん検診については、21年度で39.7パーセント、22年度で35.9パーセントあったと。そういう実績からして、25パーセントと35パーセントで設定したというのは控えめなのではないかと思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○（保健所）健康増進課長

20歳、40歳、子宮頸がん検診につきましてはトータルで21.3パーセント、乳がん検診につきましてはトータルで17.5パーセントと、おっしゃるように受診率が年々低迷している状況ではございますが、私どもとしましては、もう少し上げるということで取り組んでいきたいと考えておりますので、25パーセントと35パーセントという目標を一応当面掲げて取り組んでいきたいと考えております。

○小貫委員

先ほど聞いたときに、国の補助については割り落としを食らったということでした。今回、補助が500万円ついていますが、実績ベースではちゃんと来るのか、それとも全国でまた実施率が上がって、同じように補助の枠が広がらなくて、結果的に補助率が下がるという心配はないのか、この辺はいかがですか。

○（保健所）保健総務課長

先ほども申し上げましたけれども、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業につきましては、国が思っ

いた以上に事業を実施する要望が多かったということで、2分の1ではなく、それを下回る額の補助になるという通知があったところでございます。全国で実施率が上がった場合、補助率は2分の1でございますけれども、今回通知のあった補助額については確保されるというふうに思っております。

#### ○小貫委員

先ほど控えめではないかという話をしました。20歳の子宮頸がん検診で25パーセントと、40歳の乳がん検診で35パーセントと、あとは再度働きかけをする人には16パーセントの受診率を想定しているということなのですが、私たちは控えめではないかと思うけれども、せめて保健所として今回の補正予算や当初予算で設定した受診率を確保するために、対策としてどのようなことを今考えているのか、お聞きします。

#### ○（保健所）健康増進課長

保健所といたしましては、受診率を確保するための取組といたしまして、今年度は新たに、女性のための「小樽市女性のがん検診医療機関情報」というチラシなどを作成し、さまざまな機会に活用していきたいと考えております。

また、周知・啓発としては、広報おたるやホームページへは掲載を継続しておりますが、7月10日ごろ発行の育児を応援するフリーペーパー「Wa-O!」へ掲載させていただくこと、9月の商工会議所の会報にがん検診について掲載させていただくこと、あと保健所の幼児健診においてチラシを配布するとともに、専門職、保健師などによる声かけをしていきたいと考えております。また、子育て支援センターでの育児相談のときにもチラシを配布し、保健師などからの声かけをしたいと考えております。また、9月6日土曜日にウイングベイ小樽で開催予定ですが、後志地域リハビリテーション広域支援センター主催の後志いきいき健康まつりがございまして、そちらにも保健師などが伺いまして、チラシを配布したり、声かけをしたりということで考えております。あと、10月に小樽体育協会主催でおたるスポーツフェスティバルが予定されておりますが、そこも話をさせていただいてございまして、そこにおいても親子で参加される方が多いということで、肺がん検診の検診者も含めてチラシ配布、声かけ、そのほか小樽市医師会、小樽薬剤師会等関係団体と連携を進めまして周知・啓発を強化して、できるだけ声をかけていくような形での受診勧奨をしたいと考えております。それに伴いまして、補正予算で見込んだ受診率を上回るように努めてまいりたいと考えております。

#### ○小貫委員

わかりました。

#### ◎清風ヶ丘配水槽の移設について

続いて、議案第4号です。

水道事業会計補正予算ですけれども、今回、清風ヶ丘配水槽の事業費について、何度か工事再開が延びている問題ですが、この経過について詳しく説明してください。

#### ○（水道）整備推進課長

この事業につきましては、NEXCO東日本が施工する北海道横断自動車道の建設に伴い、既設の清風ヶ丘配水槽が支障となることから、配水槽の移設を補償工事として行うものでございます。工事については平成23年度に一部基礎工事を施工しておりますけれども、騒音や振動等の影響によりまして、その後の施工では住宅地側からの工事車両等の進入を行わず、NEXCOが施工する北海道横断自動車道の工事用仮設道路を利用して工事を行うこととしておりましたが、この仮設道路建設に伴うNEXCOによる用地買収がずれ込んできたことで、工事の再開が延びてきたところでございます。

#### ○小貫委員

今、用地買収が進まなくて工事用道路が確保できないということだったのですけれども、それがなぜ今回は補正がついたのか、要は工事用道路のめどがついたということなのか、その辺はいかがでしょうか。

○(水道)整備推進課長

平成26年度当初予算でも、事業費としては計上しておりました。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

今回、債務負担の期間が延長になったこと、それと26年度の事業費が減額になったこと、こちらについて今回の補正予算として計上したところでございますけれども、用地買収がまだ済んでいないということで、仮設道路建設が遅れてきましたが、このルートだけではなく、工事をするためのもう一本の工事用仮設道路のルートがございます。それはNEXCOが今施工しているトンネルがあるのですけれども、その中を通して使うという仮設道路がございます。今年の秋口から、用地買収を行わなくても、この仮設道路を使えばできるということで、工事に着手することが見込めるわけなのですけれども、着手が遅れることによりまして、全体の工事期間も28年度まで延びるという見込みになっています。このため、NEXCOからは、少しでも工期を短縮していただきたいということで、当初冬期施工を見込んでおりませんでしたけれども、冬期施工を行って、事業費が上がっても、少しでも工期を短縮してほしいということになりましたので、今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。

○小貫委員

今回、高速道路を建設していく上で、用地買収がまだ済んでいないということなのですけれども、土地を購入できなければ建設が進まないと思います。この土地の買収について、NEXCOとして見通しを持って今進めているのでしょうか。その辺はいかがですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

NEXCOからは、平成30年度の高速道路の開業に間に合うように、鋭意土地の購入について協議を進めていると聞いております。

○委員長

見通しについて聞いたのです。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

平成30年の開業に間に合うように土地を購入する見通しで進めております。

○小貫委員

この間、何度か工事再開が延びているという話なのですけれども、事業費については、計画当初と比べてどの程度差が出ているのか、示してください。

○(水道)整備推進課長

当初、平成24年度に計上しました全体事業費と今回の補正事業費との差額についてですが、築造事業費につきましては、24年度が2億300万円、今回の補正が2億2,700万円、2,400万円の増額、電気計装設備事業費につきましては、24年度が2,460万円、今回の補正が2,800万円、340万円の増額。全体事業費といたしましては、24年度が2億2,760万円、今回の補正が2億5,500万円となりまして、2,740万円の増額となっております。

○小貫委員

平成24年度の予算説明書を見ますと、事業の財源内訳については、全額企業債となっていたのですけれども、今は工事負担金と企業債で財源措置というふうになっています。この経過についての説明と、その分の水道局の企業債での負担額というのは、どのような根拠で算出されているのか、あわせて説明をお願いいたします。

○(水道)整備推進課長

まず、事業費の財源措置についてでございますけれども、平成24年度当初につきましては、次年度以降である債務負担部分の負担金、これは補償費になりますが、不確定要素があることによりまして、当初財源へ見込んでおりませんでした。25年度以降につきましては、次年度以降の負担金を見込んだ取扱いとしたものでございます。

次に、水道局の負担分の算出についてでございますけれども、水道局の負担となる額は既存施設の今まで使用した分につ

いて負担するものとなっております。具体的には既存施設を現在価格で算出しまして、経過年数を考慮した減耗分の相当額となっております。

○小貫委員

先ほど説明があったのですが、冬季に工事を実施すると、議案説明でもありましたけれども、事業額を変更することなのですが、このことによって水道局で新たに負担が生じることはないのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

今回、事業費が変更された内容としましては、まずは冬期施工にかかわる部分の増額、それと人件費や資材費の高騰、価格上昇による事業費の増額がありますけれども、冬期施工に係る部分については、NEXCOからも、そういう協議によって増額となりますので、その部分についての負担はございません。

○小貫委員

冬期施工で工期を短縮することについては、NEXCOが全て負担を持つということですね。

◎ふれあい回数券の購入について

最後に、ふれあいパスについて伺います。

4月から、ふれあい回数券購入券を利用してふれあい回数券を買わなければいけないということになりました。現在、12枚を使いきってしまって、追加で発送してくださいという件数は幾らになるのかお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

購入券の追加の発送依頼ですけれども、昨日、6月18日現在で766件です。

○小貫委員

4月からの開始ですから、3か月で12枚の購入券を使っていると。もちろん1か月で使いきった方もいると思うのですが、1年に換算すると48枚程度、3か月だったら必要になるということですが、こういう方についてはどのように対応しているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

もちろんその方によって使う枚数はさまざまです。私どもとしては、その方に希望枚数を聞きまして、若干多く入れて発送するように対応しているところです。

○小貫委員

この制度が導入された当初、購入券を忘れたら、バスの運転手が売ってくれなかったという相談がありました。第1回定例会の予算特別委員会の議論を聞いていたところ、民主党・市民連合の斎藤博行議員がこの問題を取り上げたときに、例えば高齢で出すことができないといった方々にはしっかり配慮しながら、購入券を忘れてもふれあい回数券を売るようにいたしますということで答弁があったと記憶しています。この実態についてはつかんでいるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

委員がおっしゃるように、もちろん私どもも、中央バスに対してきちんと、購入券を持っていなくても売るように、それで、バスの車内に白紙の購入券を置いて、持っていない方がいたら、パスの番号を見てそれに書いてもらうように、そのようなことをお願いしておりました。ただ、4月の購入券の導入ということで混乱がありましたので、想像以上のものがあったということで中央バスから聞いております。ですから、中央バスの運転手にきちんとレクチャーがあったかとは思いますが、末端までは行かなかったということで、実際に売られなかったケースがあるかは認識しております。私どもも二、三件そのようなお叱りの電話は受けておりますので、その都度中央バスにお願いして、今後そのようなことがないようにということで話をさせていただきました。4月の混乱期は確かにあったかとは思いますが、現在はそのような話は伺っておりません。

○小貫委員

今の話ですと、忘れた場合は白紙の購入券に書いて売るとのことなのですが、これは運転手が書くということになるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

そうです。運転手がふれあいバスを見て、その番号を記入するという形です。

○小貫委員

すると、大変混雑しているところだと、運転手にとってかなりの負担になるし、そういう状況を見ると、高齢の方が買うと言いつらい雰囲気が出てしまうかと思うのですけれども、どうしても白紙の購入券を書かないと手続はできないのか、その辺はいかがなのでしょう。

○（福祉）地域福祉課長

どうしてもということではありませんけれども、できる限りそのような対応をお願いしたいということで、中央バスに依頼しているところです。

○小貫委員

結局そういう状態になっているために、バスの中で購入券を出すなどしてふれあい回数券を買うことにちゅうちょがあるというのが高齢者の方々から出ていまして、できればバスの中やバスターミナルまで行かなくても、ふれあい回数券を市内のどこかで買うことができれば、もう少し人目を気にせずには買えるということがあるのですが、ふれあい回数券の販売場所を増やすことはできないのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあい回数券の販売場所を増やしてほしいということなのですが、今はバス車内、それからターミナルで買えますけれども、私どもも至るところで買えるというのが理想的なのですが、中央バスでバスカードや回数券をほかの場所で売ってもらうということになると、手数料が発生しているそうです。当然ながらこの制度で私どもが求めた場合には、市の負担でお願いしますということになってしまいますので、小樽市の厳しい財政を考えますと、市で負担することはできませんので、この場所を拡大するというのは非常に難しいということで考えております。現行制度で何とかお願いしたいということで御理解いただきたいと思っております。

○小貫委員

そういう手数料がかかるというのであれば、例えば市のサービスセンターや市役所といったところだったら、特に手数料がかからないのではないかと思うのですが、これはいかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

中央バスとしては、金券、その分を自分のところできちんと処理をして、その枚数分をこちらに請求するということですので、基本的にそれをほかで売ってもらうというのは考えていないということでは伺っております。

○小貫委員

◎ふれあいバスの鉄道利用について

次に、ふれあいバスの鉄道利用についてです。

J R 塩谷駅から南小樽駅までの運賃は220円です。ふれあいパスのかわりに30枚の無料の J R 乗車券がもらえますから、1 人年間6,600円です。小樽駅からほしみ駅までは360円の運賃で、20枚の支給ですから7,200円。これらは丸ごと市の単費で行っているということですが、中央バスやジェイ・アール北海道バスの場合、バス事業者の負担があるのですが、鉄道については J R 北海道の負担がありません。J R へ負担の要望などは過去に行ってきたのかどうか、お聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

もともとこの制度はバスの利用ということからスタートしておりまして、それが平成6年に議会の要望があつて、

J Rの乗車券、当時はオレンジカードでしたけれども、それは、利用のサービスの向上という観点からそのような対応をしたということで聞いております。バスをベースにした制度ですから、中央バスに応分の負担をお願いしてきたということではありますけれども、今、特別にそのような形で、J Rについては追加をお願いしてきたという経緯がありますので、これまでも応分の負担を求めたことはありません。

○小貫委員

昨年、今もありましたけれども、ふれあいバスはバスの利用を基本としているということなのですが、第4回定例会で取り上げたように、鉄道利用の人数が増えてきています。平成21年度から25年度までの利用者数と、バスを含めた総交付者数との割合について示してください。

○(福祉)地域福祉課長

まず、平成21年度ですけれども、717件です。総数からの割合ですと3.33パーセントになります。22年度は830件、割合で言いますと3.84パーセント、23年度は935件、4.26パーセント、24年度になりますと1,010件、4.69パーセントです。それから、25年度になりますと1,122件、5.05パーセントです。

○小貫委員

確かにバスに比べればほんのわずかですけれども、バスの実績がそれほど変わらないのに比べると、鉄道利用の交付者数が増えていっていると、割合も増えていっているところなのですが、バス利用の場合、小樽市の負担は1回の乗車で70円となっています。当初、今回のふれあい回数券購入券の導入のときに、購入券12枚となる根拠の一つが、平均的な利用の数がこうなるのだということでした。それで、年間120枚のふれあい回数券で70円の負担とすると、8,400円となります。先ほど、鉄道の件については、塩谷—南小樽間が6,600円、小樽—ほしみ間が7,200円という状況ですから、バスの利用実態と比べると市の負担は少ない状況にあります。ですから、鉄道利用についても、8,400円に合わせるとなると、塩谷—南小樽間で38枚、小樽—ほしみ間で二十三、四枚となるわけですが、バス利用の負担額に応じて負担を拡大するということは、検討課題としてできないのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

J Rの枚数を増やしてはどうかという御質問でございますけれども、実際にこれを市が負担するとなると、ただでさえ今、中央バスの利用負担を減らすということで、市が10円負担していますが、それで総額2,000万円の増額が見込まれるということで、市の財政状況を考えますと、これ以上のサービスの拡大は非常に難しいということで考えております。

○小貫委員

先ほど、J Rへの負担の要望はしていなかったということなのですが、今、特に小樽市のまちなかというのは、済生会小樽病院が築港に移って、新市立病院が今、量徳小学校跡にできるということで、どの交通手段を使うかというのが、交通事業者の間でも競争になっていると思うのです。南小樽駅の問題で言えば、私たちはバリアフリーが必要だと言ってきました。一方、新市立病院には、中央バスはバス停を設置します。ところが、J Rはまだバリアフリー化に踏み出さないと。これは競争の世界ですから、自然と中央バスへと客は流れるだろうと容易に想像がつくわけです。そういうことになると、J Rとしても損をするわけです。だから、しっかり競争に勝つためにも、少しぐらい負担の軽減についての小樽市への協力をJ Rにしてもらって、無料乗車券について交付枚数拡大ということをJ Rと交渉してみたらどうかということ踏まえて検討してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

先ほど委員がおっしゃった8,400円というベースがあって、それで枚数を、市ができない分をJ Rで拡大してもらったらどうかという御質問でございますけれども、今年度からたまたま市の負担が10円多くなり、しかしながら、もともとの考え方として、市としては昨年まで60円を負担しておりまして、そうすると7,200円だったという、たまたま今年度10円上がって8,400円になったということですので、その8,400円のベースで考えて拡大というのは難

しいと思っています。7,200円という数字でいうと、先ほどおっしゃったように、塩谷一南小樽間で6,600円、ほしみー小樽間で20枚、7,200円ということになりますので、金額的なことで言いますと、枚数としては妥当なのではないかと。ですから、このふれあいパスの制度を維持するには、サービスの拡大というところではやはり今が妥当ということで考えておりますので、JRにお願いするということは今考えておりません。

**○小貫委員**

一つだけ指摘しておきます。もちろん中央バスの運賃も上がりましたが、先ほど示した額は、鉄道についても今回、運賃が上がっていますので、それとの比較にはならないと思います。この問題は引き続きどこかで取り上げていきたいと思っておりますので、終わりにいたします。

**○委員長**

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

**○前田委員**

代表質問をさせていただきましたので、その答弁の中から質問させていただきます。

**◎北海道薬科大学について**

北海道薬科大学についてお聞きいたしました。同大学の移転発表から2年余りたったわけでありますけれども、そういう情報を知らないまま、学生向けの賃貸住宅等を建ててしまった方がいらっしゃるようです。そういった方々が、大学が移転するということを知って驚いたわけでした。それで、大学が移転した後の校舎の跡利用について、地元ではいろいろわき話が出ていたようでございます。そういうことで真意をお聞きしたわけでございます。

まず賃貸住宅関係についてお聞きしますけれども、現在、銭函・桂岡地区に、学生を対象とした賃貸住宅はどの程度あるのか、この辺についてお聞かせください。

**○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹**

アパートの軒数ということの御質問だと思うのですが、軒数については私どもで押さえてはおりません。2年前に、学生数に対しましてどれぐらい銭函・桂岡地域から通われているかという確認をしておりますけれども、その当方で1年生から6年生までで1,300人学生がおりまして、その約3割が銭函・桂岡地域から薬科大学に通われているということで数字は確認しております。

**○前田委員**

そうすると、390人程度が銭函・桂岡地域の賃貸住宅に住んで通学していると、ざっくりとした数字が出るかと思えます。

それで、代表質問でも話しましたが、相当数がもう札幌に移って、銭函方面から通っている方はほとんどいなくなってきたと。銭函方面から移転してスクールバスで来ているということで、不動産賃貸業、そういった方々が大変困っているということでございます。そういうことで、移転後の校舎、施設の跡利用についてお聞きしたわけでございます。それで、お聞きしたところ、具体的にはないと、努力はしたけれども、具体的にまだ決まっていない、ただ、全面的に撤退するのではなく、一部使用できるものについては施設等含めて使用していきたいと、このような答弁だったと思います。

それで、代表質問の答弁で、「地域の皆さんの施設利用について配慮していただけるよう」うんぬんと言っています。「地域の皆さん」ということになると、移転発表後、地域の皆さんあるいは地域の団体から、この跡利用について何か要望、要請があったのですか。

**○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹**

代表質問でも答弁させていただいておりますけれども、地域の方から市に対して、跡利用に関する要望や問い合

わせという部分ではいただいております。

○前田委員

いただいていないけれども、こういう答弁ということは、市の思いやりということなのですか、配慮というか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

跡利用における地域の方々への配慮という部分なのですが、大学側から伺った限りでは、この後、桂岡キャンパスということで来年度からスタートしますけれども、その段階で地域の皆さんから、使いたい、利用したいという声が上がれば、それについては考慮、配慮していきたいということで聞いております。

○前田委員

桂岡キャンパスですが、どのような施設というか、機能を残して活用していかれるのか、この辺は具体的にはどういうことですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

大学側から残す機能として聞いている部分でございますけれども、臨床講義棟、図書館、学生食堂、これらの建物を一部改修いたしまして、研究・研修施設ということで活用するというふうに向っております。あわせて、グラウンド、テニスコート、薬用植物園につきましても、主に屋外施設ですけれども、こういった部分も一部改修の上、残すということで聞いております。

○前田委員

今、何点か具体的に残す施設について答弁されましたけれども、こういう施設を残されて、利用について地域の皆様へどのような配慮をされるのか、何か具体的にあるのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

先ほど申し上げた施設のうち薬用植物園につきましては、現在も地域の皆さんに開放されているということで聞いておまして、引き続き来年度以降、桂岡キャンパスとなった以降も同様の対応を考えていると聞いております。あわせて、一部改修予定と聞いている研究・研修施設、グラウンド等なのですが、そちらにつきましても、先ほど申し上げたとおり、地域の方から、例えば会議に使いたい、研修に使いたいというような御要望があれば、大学側としましては授業といいますか、カリキュラムに影響の出ない範囲で対応を考えていきたいということで伺っております。

○前田委員

地域の皆様にはそういう対応で活用していただきたいということだと思います。ただ、私が冒頭に申し上げたように、そういった賃貸住宅関係の方々も大変苦慮しています。あれだけ大きい建物ですから、それだけでは使いきれないと思います。ぜひ何か地域の経済、賃貸住宅といったものにはいい影響を与えられるような、そういったものに使われるようになってもらえば大変ありがたいわけなのですが、この辺についての御努力というか、取組というのは、今後何か考えておられるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

先ほど話した残す施設等については、現段階で、大学側の計画の途中というのでしょうか、そういう段階になっております。今後も大学とはそういった動きの部分も含めて随時、連絡をとらせていただいて、状況の確認等はしてまいりたいと考えております。その中でこういったものに、さらにもし変わっていく部分があれば、またその部分も含めて考えてまいりたいと思っております。

○前田委員

ぜひともそう願います。

◎空き家について

二つ目に、空き家について質問いたしました。平成26年度、今年度ですけれども、俗に言われている迷惑空き家

というか、倒壊寸前といいますか、そういった空き家の数字の増減というのは、この辺はどうなっていますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

最新の庁内連絡会議で把握しております危険な空き家の軒数としましては、33軒ということで押さえているところでございます。

○前田委員

それで、今冬の雪は解けてしまいましたけれども、この33軒の苦情とか、何かそういった難題は発生しなかったのですか。景観上も含めて危険だ、倒壊しそうだとか、交通に支障を来しそうだとか、落雪しそうだとか、どうでしたか。

○建設部西島次長

軒数までは現在押さえておりませんが、危険な空き家における落雪等の苦情については、数件あったと認識しております。

○前田委員

数件あったということなのですが、答弁にもありましたけれども、条例制定に向けて調査、研究、検討されているということでございます。自民党で素案が出ているので、この法案が提出されて法制化された後、具体的には小樽市の空き家条例の制定に取り組みたいという趣旨の答弁であったかと思えます。取り組んでいる中に今の条例案的なものが出てきたと思うのですが、何か実効性を伴うような、そういう条例の検討・研究は実際になされていたのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

実効性という部分につきましては、これまで制定されてきている条例の中にも、行政代執行という規定を設けている条例が多くございます。ただ、なかなか実際にそこを実行できないという状況の中で、最終的な解決という部分では解体ということになるのかと思えますけれども、そこに向けての助成金、あるいは解体をした場合には、土地の固定資産税額が上がるという部分もございまして、そういったところについての研究・検討を進めているというところでございます。

○前田委員

それで、国の法案成立を見据えてということなのですが、他都市を見ると、そういった法案ができる前に既に制定されている。先日も本議会で、島牧村でしたか、何かそのようなことも言ってございましたけれども、こういった他都市の先例事例の中で、制定されている条例の中で、実効性を伴うそういう事例というのはあるのか、あるとすればどのような内容になっているのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

先ほど申し上げた例でいきますと、道内32市町村が条例を制定しておりまして、そのうち20市町村が行政代執行を規定しているという状況でございます。それから、固定資産税の課税の特例というのは、道内ではないという状況です。それから、解体の助成金につきましては、道内で制定している32市町村では、7市町村という数字になっております。

○前田委員

減免しているところはないと。それで、解体は。

○（総務）企画政策室薄井主幹

道内ではございませんけれども、全国の中では、新潟県見附市で1例だけ承知しているところでございます。

○前田委員

ということは、減免はあまり取り入れているところはないけれども、解体への補助は、道内の他都市でもあるということよろしいですね。

それで、小樽市も今、見据えて制定しようという動きがあるわけです。小樽市がもし制定するとしたならば、そういった国の動きも見なければならぬのしょうけれども、どの程度のところまで踏み込んだ空き家条例の制定になるのか、この辺についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

条例の制定に向けましては、危険な空き家に対する手法の一つとして、これまで検討してきておりまして、先ほども申し上げました行政代執行までの一連の流れという部分を検討してきております。ただ、委員からもございましたけれども、今、自民党の議連が中心になりまして、特措法を制定しようという動きが非常に強くなってきております。その中ではその一連の動きが全て定義されているという状況にありますので、私どもとしてはその動きを見てまいりたいと考えているところでございます。

○前田委員

ぜひ効力のある条例にしていきたいと思えます。

次に、消防団についてです。

◎消防団の装備の基準等の一部改正に伴う地方交付税措置について

消防団について、総務省の関係で質問させていただきました。平成26年度予算に総務省から1,600万円ほど地方交付税措置されたけれども、改正通知が出されたのが2月7日ということもあり、議論を交わすことはなく、なかなか反映されないまま新年度に入ってしまったというようなことで、まずはこの1,600万円という金額が来たというふうに聞きましたが、全額1,600万円が26年度の市の消防費の予算に反映されなかったのかどうか、まずこの辺について確認させていただきます。

○（消防）総務課長

今回の交付税の措置についてですが、総務省消防庁消防・救急課より、平成26年度消防防災に関する普通交付税措置概要ということで事務連絡がありました。この消防団の経費につきましては、標準人口10万人につき、25年度1,000万円、26年度1,600万円ということで、600万円増額となっておりますが、普通交付税の基準財政需要額における標準団体行政経費の積算の個々の内容については、こちらで承知しておりません。

○消防長

本会議でも副市長から答弁がございましたとおり、このお金というのは今年度小樽市に交付される地方交付税に関してということでございまして、収入についてはこれから小樽市に入ってくるというものでございます。それから、この計算はあくまでも交付税を算定する基礎であります基準財政需要額、その中で若干装備の部分が増額されたということでございます。ただ、交付税の部分でございまして、例えば消防費の中でも、増額の部分もあれば減額の部分もあるというのが今回の内容でございまして、最終的に交付税総額がどうなるかというのは、今の段階でははっきりしないという状況でございまして、あくまでも交付税というのは小樽市の一般財源に充当されるお金でございまして、特定財源ではないということで御理解いただきたいと思えます。

○前田委員

それはわかりました。そうすると、総務省の考えというか意思というか、それが小樽市の新年度予算に反映されないことになるということによろしいですか。

○消防長

確かに総務省の意思としては、交付税を算定する基準財政需要額の中の消防費の中の非常備消防費という中で、600万円の増額措置をしたと私どもも聞いておりますけれども、同時にいただいた資料の中で、例えば交付税の非常備消防費の前年度に比べての増額分というのは、400万円しか上がっていないのです。ですから、600万円増額といながら、その全体の表の中では400万円しかないということは、どこかで200万円の減額があるということでございます。

それから、消防費全体でも3,000万円ぐらいの増額にはなっているのですけれども、実は平成25年度の給与費削減分で減らされた分が復元されて大幅に上がってしまっていて、それを差し引くと、実は1,000万円ぐらい消防費でも交付税の計算が減っているということがございます。私どもとしては、これから交付税の中身をよく見ていかなければ、そのまま600万円増額したからといって、消防団の装備費に充当するのはたぶん難しいだろうと考えているところがございます。

**○前田委員**

この総務省の交付税措置は平成27年度もあるのですか。あるとすれば、金額は幾らぐらいになるのですか。

**○消防長**

今の段階ではあくまでも平成26年度の交付税措置ということで聞いておりまして、今後の動きは今の段階ではわかりません。ただ、消防団の装備の基準が改正されましたので、一定程度考慮される可能性が高いのではないかと考えております。

**○前田委員**

それは期待をします。

**◎消防団の装備の基準等の一部改正に基づく小樽市消防団の装備の充実について**

ということで、総務省が新たな基準をつくって、装備を充実しなさいということで、前段の予算措置に至ったと、こういうふうに認識しております。新たな装備ということは、旧と新が出てくるのですけれども、旧と新というのは細かいものまでいくとかなりのものになると思うので、主なもの、目新しいもので新旧を対照してお話してください。

**○（消防）大澤主幹**

消防団の装備の基準が改正されまして、その内容につきましては、まず区分を新たに設けたということでございます。安全確保のための装備というのが一くくり、もう一つが双方向の情報伝達が可能な装備、三つ目が救助活動用の資機材ということで、新たに三つのくくりということで分けられております。

具体的な装備品ということでうたわれているのが、代表質問の中でも答弁しているのですけれども、安全確保のための装備としては、救助用半長靴や救命胴衣、防じん眼鏡、耐切創性手袋などが全団員に支給されるという形になっております。また、情報伝達の部分で言いますと、携帯無線やトランシーバー、車載用の無線機、この辺を装備しなさいということになっておりまして、救助活動用の資機材につきましては、救急救助用の器具、これにつきましては担架や応急処置セット、AED、油圧切断機、エンジンカッター、さらにはチェーンソー、油圧ジャッキなどを装備しなさいという形に新たにしております。さらに、必要な配備数、装備品の具体的な内容といいますか、装備の部分についての具体的な改正内容が新たに示されているということでございます。

**○前田委員**

6月1日現在、消防団員は483名と報告を受けました。小樽市内には18分団あります。各分団はもちろんのこと、483名全員に支給ということでよろしいですか。

**○（消防）大澤主幹**

あくまでも消防団の装備の基準で示されたものですので、本市といたしましてはそうなるように努力はしていきたいということでございます。

**○前田委員**

これはいつまでにやるのですか。それと、相当莫大な金額がかかるのではないかと思いますけれども、先ほどの消極的な答弁ではなかなか賄いきれないのではないかと思います。年次計画的な部分も含めてお聞かせください。

**○消防長**

この装備の基準等の改正でございますけれども、委員も御承知のとおり、昨年12月に、消防団を中核とした地域

防災力の充実強化に関する法律が施行されまして、消防団が地域防災の核になっていくということになってきました。消防団が地域防災の核となるときに、自助・共助・公助の共助の部分は地域で消防団が担う、そうすると、火災の初動消火あるいは初動救助といった作業が出てくるだろうということで、今回、装備の基準等が改正されたと理解しております。

ただ、議員立法での法律はできましたけれども、今後、具体的に消防団が地域でどういう活動をしていくかという方向性はまだ示されておられません。今後、総務省からも示されることと承知しておりますけれども、それが示された段階で、今度は小樽市として実際に消防団にどういう役目を担っていただくのか、そういったことを見極めた上で必要な装備を整備していくと、こういうような考えであります。

○前田委員

今、金額と言いましたけれども、金額は示されませんでした。総枠でどのぐらいかかる費用ですか、こういうものをそろえるということは。

○（消防）総務課長

概算ですが、今のところ 2 億 7,500 万円ぐらいの予定で計算しておりますけれども、これも必要数等を考慮して再度算出していきたいと思いますが、今、概算ということで報告させていただきます。

○前田委員

ぜひ頑張って 2 億 7,500 万円、予算づけをしていただきたいと存じます。

◎消防団員への支給品の更新について

それで、同じく消防団について、作業帽や盛夏服などいろいろ装備で支給されているものの支給年度と使用期間について聞きました。制帽と制服は支給が平成 3 年度で使用期間が 10 年、盛夏帽と盛夏服は支給が 10 年度で使用期限が 7 年、作業帽と作業服は支給が 13 年度で使用期間が 5 年、防寒外套と防火衣は支給が 15 年度で使用期間は 15 年ということでございますが、経過年数といいますか、俗に言う耐用年数を過ぎたものとして、どれがあるのですか。

○（消防）大澤主幹

消防団員の被服などの支給品につきましては、小樽市消防団員の被服等給与規則の中で使用期間を定めておりまして、今、委員におっしゃっていただいた部分がまさにその使用期間でございます。ただ、この期間を過ぎての使用につきましては、消防本部としても承知しているところでございまして、厳しい財政状況の中で一律に全て更新していくことは難しいと考えております。しかしながら、各支給品につきましては、少数ではございますが、計画的に購入していくという形をとっております。さらに、その中で、支給希望のある団員の方からの申出により、逐次更新していくという状況でございます。

○前田委員

優先順位というものは特にこの項目ごとにはないと、その都度傷んだものから更新していくということでよろしいですか。

○（消防）大澤主幹

使用頻度や個人の使い方によっても変わってきますので、なかなか優先順位をつけるのは難しいということで、希望のあったものから更新しているという状況でございます。

○前田委員

◎消防団の小型消防ポンプの更新について

もう一件、火災鎮圧用器具ということでお聞きしたら、これは小型消防ポンプだと、こういうことなのですが、小型消防ポンプの耐用年数について、まずお聞かせください。

○（消防）大澤主幹

小型消防ポンプの耐用年数につきましては、メーカー推奨ということで、そのメーカーによって違うのですけれ

ども、10年から十二、三年というふう聞いております。

○前田委員

消防ポンプは8分団あって18台以上あると思います。それで、答弁していただいたところ、メーカー推奨で大体10年ということですが、購入年度は昭和45年のものが一番古いようでございます。これは耐用年数を過ぎてから何年たっていますか。また、そういうポンプが何台あるのかお聞きします。

○（消防）大澤主幹

耐用年数は先ほども言いましたメーカー推奨で10年ということでございますので、一番古いもので44年経過しているポンプがございますので、それを引くと34年という形になります。

○前田委員

18分団ありますけれども、使用期間を過ぎた、耐用年数を越しているポンプは何台あるのですか。

○（消防）大澤主幹

今、データが手元にないので、すぐに答弁できませんけれども、今、説明したとおり、メーカー推奨で10年ということですので、10年以上経過しているポンプがその台数ということになります。恐らく、各分団に一、二台、そのようなポンプが存在していると認識しております。

○前田委員

なかなか答弁しづらいところで、はっきりした数字は言ってもらえませんが、四十四、五年たっているものもあるし、最近更新されたものまであるようですが、メーカー推奨の使用期間の3倍、4倍たっているようなポンプがあるということなのですよ、実際問題。それで、いざというときに、故障だとか、性能、相当使っていて圧力が上がらないとか、キャブレターの調子が悪くてエンジンの回転が上がらないとか、そういう事例は最近ありませんか。耳に入っていないですか。

○（消防）大澤主幹

機械ですので、使っているうちにそういうことが発生することはあると聞いていますし、訓練等でそういう現象が起きるといことも一部聞いているのですけれども、耐用年数が過ぎている、これはあくまでもメーカー推奨で過ぎているというものについても、消防団の消防ポンプにつきましては、毎月、消防団員が定期点検を実施しております。その中で故障やふぐあい等が発生した場合は、消防本部で整備工場を持っておりますので、こちらに持ってきていただいて修理して、常にエンジン作動というか、正常に作動するという形を保っております。その中で、一部ふぐあいということもいざというとき出てくる可能性はありますけれども、そのために消防団で複数の小型ポンプを持ちながら、状態を保っていつているという状況でございます。

○前田委員

では、こういうポンプについて、更新計画というか、そういうものは基本的にはないのですね。

○（消防）大澤主幹

今、申し上げたとおり、いろいろ修理しても作動不能という状態のときに、更新を考えていくということでございます。

○前田委員

火災はもちろんのことでございますけれども、災害は本当にいつ発生するかわかりません。これは東日本大震災でよくわかったことだろうと思いますし、震災以後こういったことが強く言われるようになってきました。ということで、やはりきちんと整備されたものというか、ある程度金属疲労もありますから、こういったことで、ただ動けばいいという問題ではないと思います。40年も、何十年もたつと、金属疲労は相当なものだろうと思います。いざ圧力かけたときに、ふぐあいが生じて使用できなかったということになりかねませんので、ぜひこういった消防ポンプについては、特にやはり専門家にきちんと見てもらって、金属疲労まである程度チェックしてもらって、このぐらいの

ことまでやって性能をきちんと維持してもらいたいと思います。この辺のことを最後にきちんと答弁していただいて、私の質問を終わります。

○(消防)大澤主幹

今おっしゃったようなことで、消防団といたしましても、常に資機材については、先ほど言いましたように点検等しながら使える状態を保っているのですけれども、消防団としてそういうことを今後も十分注意しながら、資機材の保持といいますか、注意していくと。

もう一点、実際の火災現場で言うと、最近では消防本部で例えば消防ホースを使ったりもしておりますので、その辺も加味しながら活動していきたいと考えております。

○前田委員

よろしくをお願いします。

---

○鈴木委員

◎街路灯設置費助成について

一般質問に関連して、街路灯設置費助成についてのみ質問いたします。

まずお聞きしたいのは、平成24年度、25年度、予算が400万円ということでございますけれども、この申請の数と実績ということでお答えいただきたいと思います。

○(建設)庶務課長

平成24年度、25年度の助成の要望額と実績ということの質問でございます。

24年度につきましては、助成の要望額が458万円でございます、実績といたしましては343万3,400円となっております。また、25年度につきましては、760万2,300円の助成要望がありましたけれども、結果といたしまして356万5,500円の実績となっております。

○鈴木委員

この質問に関しましては、市長から大変前向きな御答弁をいただいたと理解しております。市長には、前向きということでございますので、質問はいたしません。そこで、原課と財政部にお聞きします。

街路灯の総数が1万4,000灯ぐらいあるとお聞きしています。470灯ぐらい、この2年間でやりました。残りが1万3,600灯ということになりまして、1灯当たりの助成額が最高1万6,000円ですけれども、1万5千数百円と計算しております。となりますと、1万3,600灯ということですから、全部やるに当たりまして約2億円かかります。最後までやるとなりますと、2億円という金額がかかるわけでありまして、ただ、本市は電気料金の60パーセントを負担しているということでありまして、簡単に言いますと、2億円ですから、今のまま年400万円でやっていますと50年かかります。ところが、年1,000万円でいきますと20年、そして2,000万円ですと10年ということになるわけなのです。電気料金が今どんどん上がっておりまして、その60パーセントの負担額もかなり市に影響を与えているという気がいたします。そういった中で、どの程度助成費を増やしていくことが、電気料金と見合いで、要するに得になるかというところをシミュレーションしていれば、その件についてお聞かせいただきたいのですけれども、いかがですか。

○(建設)庶務課長

私どもで設置費、現在400万円と、それから維持費も5,000万円程度ありますけれども、それらをトータルいたしまして、今までどおりの金額でやった場合と、例えば今年度、助成の要望が950万円程度ありましたので、仮に1,000万円といたしましてシミュレーションした場合で、どんどん電気代が減っていくことになるのですが、約8年でこの金額が逆転するという試算をいたしました。

### ○鈴木委員

8年間で逆転するということでもあります。もっと言いますと、年2,000万円ということにしますと、例えば10年でもっと早く逆転している。ただ、持ち出しが大きいということで、市長がお答えになった、財政的になかなか厳しいものもある中で相談しながらやっていくということでございますけれども、財政出動をして、たくさんかかって困るというものではなく、こういった形で持ち出しを当初大きくすることによって、後々やはり財政的に助かるという部分もございます。数年という市長からの御答弁もございましたけれども、早くしていただきたいというのがお願いでございます。

ただ、LEDの設置費用が、聞いたところによりますと約3万五、六千円ということです。それで、助成が1万6,000円ということになりますと、簡単に言うと2万円、町会等に持ち出しが出るわけでありまして。それを先ほどの1万3,600灯に換算すると約3億円の町会の持ち出し。一つの町会ではございませんけれども、全体として3億円町会が支出するということがあります。そうしますと、当然1年、2年、3年という短期間でこれを持ち出すということは、たぶん町会の体力からいっても無理だろうという思いがあります。というところで、見合いというか、5年とか8年とか、そういった形を本当に具体的に据えて計算していただきたいと思っておりますけれども、最後に財政部長に、たぶん市長から御相談があると思っておりますので、どうかお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

### ○財政部長

確かに設置費助成金が今400万円で、電気代の助成金が5,000万円規模でございます。電気代については、仮に全部LEDに替わって3割に減るとすれば、年間3,500万円浮くわけですから、その辺のバランス、それと今言われた、町会が一気にやる負担に耐えられるか、その辺は建設部とともに財源を見つけながら、負担の割合も含めて制度を設計していきたいと考えております。

### ○鈴木委員

そういうことで、具体的に何年という話はされておられませんけれども、今までより、町会としては、本当に自分たちの電気料金の負担もかなりのものと聞いております。そういった中で、LEDに更新するということは、町会の運営の死活問題にも係っているわけでありまして。ぜひともその目安を早めにお知らせいただきますようよろしくお願いいたします、質問を終わります。

### ○委員長

自民党の質疑を終結し、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後3時00分

### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

---

### ○松田委員

一般質問させていただきましたが、その中で確認させていただきたいことが何点かありますので、そのことを含めて質問させていただきます。

### ◎市営住宅の集会所の活用について

最初に、市営住宅の集会所の活用についても一度確認させていただきます。

集会所を談話室に活用することについては、今後、検討するという御答弁をいただきましたが、お聞きするとこ

ろによると、集会所の管理は自治会で行っているということでした。自治会が了解すれば談話室に活用することが可能かどうか、その点についてお聞かせください。

○（建設）越智主幹

集会所の活用ということでございますけれども、自治会と御相談いただいて、自治会の了解が得られれば、活用できるものと考えております。

○松田委員

それで、既存の市営住宅では集会所を設けていない住宅もあると聞いております。そういったところについてはどのように考えているのか、また、今後、住宅を建設する場合は、気軽に談話できるスペースを設けるようにするという御答弁をいただいておりますけれども、設計について、市の裁量でそのようにスペースを設けることはできるのでしょうか、この点についてもお聞かせください。

○（建設）越智主幹

現在の市営住宅の集会所でございますが、住宅によっては集会所があるという形でございます。それ以外の住宅については集会所がございません。それで、その部分につきましては、現況の市営住宅の集会所の活用ということで、また、その部分の活用について何らかの検討ができるかどうかということでは考えておりますけれども、それ以外のところにつきましては、現在考えを持ち合わせておりません。

○（建設）建築住宅課長

今後、建設する際なのでございますけれども、廊下やエレベーター前などの共用部分を工夫しまして、談話できるスペースを設けるなど配慮していきたいと思っております。これは市の裁量で可能であります。

○松田委員

人間は一人であることが孤独なのではなく、たくさん人がいても他人とのかかわりが少なかったりして孤独を感じるほうがあってつらいという話を聞いたことがあります。そういった意味で、集合住宅でありながら、孤独を感じている人がいるということに着目していただきたく、この質問をさせていただきました。今後、市営住宅は全部中高層になるという話でした。そのようなことで、高齢者に優しく配慮していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、介護保険についてです。

◎小樽市が所管する介護施設のヒヤリハット・事故報告について

ヒヤリハット・事故報告について再度お聞きします。

平成25年度、小樽市が所管する介護施設は55か所あるということでした。その55か所の施設の形態、例えばグループホームなのか、老人ホームなのか、お聞かせいただければと思います。

○（医療保険）主幹

市内の市が所管している55か所の施設でございますが、認知症対応型グループホームが39か所、小規模多機能型居宅介護事業所が6か所、認知症対応型のデイサービスが4か所、地域密着型特別養護老人ホームが2か所、地域密着型特定施設が1か所、24時間対応型訪問介護看護が1か所、複合型サービス事業所が2か所となっております。

○松田委員

それで、事故報告につきましては177件ということでしたけれども、実はヒヤリハットにつきましては同一の方が連続して7件という報告を聞いております。それで、事故について、同一人が連続して起きた事故はなかったのかどうか、この点についてお聞かせ願います。

○（医療保険）主幹

同一の方が連続して事故に遭われたことがあるかという御質問ですが、事故に遭われた方の統計はとっておりませんが、施設の利用者の方は身体機能の低下により転倒などの危険のある方が多いことから、年に複数回事

故に遭っている方は何名かいるというふうに考えております。

○松田委員

あと、事故によっては、けがをされて入院されたり、救急車で運ばれたということも聞いております。事故によって今までの施設に戻れなくなったケースはあったかどうか、この点については掌握しているでしょうか。

○（医療保険）主幹

入院された方がその後介護施設に戻られたかという御質問ですが、その点についても把握しておりませんが、施設での生活が可能になるまで回復された方の多くは、介護施設に戻られているというふうに考えております。

○松田委員

それで、事故は177件ということで、そのうち夜間帯の事故は88件ということで、特段夜間帯も日中も報告件数は変わらないという御答弁をいただきました。私が思うには、やはり職員の方の神経の使い方が違うと思います。酷な言い方をすれば、日中はたくさんの方の目があるから事故が少ないとも言えるのではないかと思いますので、日中も夜間帯も変わらないということについての御見解をお聞かせ願います。

○（医療保険）主幹

日中と夜間と事故件数からしてさほど変わりが無いというような答弁を差し上げました。例えばグループホームについて言いますと、国の基準が9名の利用者に対しまして夜間は1名以上の職員を置くという基準となっております、その基準を満たしておりますので、職員数の少ない夜間では対応できない不測の事態ということも想定されますが、職員の増員ということになりますと、事業者側の負担も考えて配置されていくものというふうに考えております。

○松田委員

私の知人の御息女で介護職員をしている方がいるのですが、今までは施設勤務だったために泊まり番、宿直ですね、それに当たった場合は本当に神経的疲労があったので、このたび、泊まりがない日中勤務のみの訪問介護の職に、ヘルパーに転職して、給料は少なくなったかわりにほっとしたと、これは率直な意見だと思うのですが、語っていた方もおります。

施設ごとの報告件数についてですけれども、ヒヤリハットは1,411件ということで、先ほどあったように施設が55か所ですから、平均すると26件、月に直すと2件ですが、施設によってばらつきがあるのではないかと思います。

それで、一番多い施設で1人当たりの年間のヒヤリハットの件数が多かったところ、それから全くヒヤリハットの件数がなかったところがあったのかどうか、この点についてお聞かせ願います。

○（医療保険）主幹

ヒヤリハットの最も多い施設での1人当たりの年間のヒヤリハット件数ですが、一番多いところで年間13件となっております。また、ヒヤリハットがゼロ件ということで報告された施設については6か所ございます。

○松田委員

私が言いたいことは、施設によって報告件数が多いとか少ないとかということの問題にしているのではなく、確かにないのが理想ですけれども、ヒヤリハットの件数、報告が多いということは、それだけヒヤリハットに対して常に問題意識を持って目配りをしていることにもつながっているのではないかと、こういった観点から昨日再質問させていただきました。

それで、報告体制についてですけれども、このヒヤリハット1,411件というこの累計した報告ですが、これは毎月報告をもらっているのか、随時なのか、半年に1回施設から報告が来るのか、また、報告内容も件数のみなのか、一つずつ原因等も記入されているのか、そういう点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）主幹

ヒヤリハットの報告についてでございますけれども、ヒヤリハットの件数につきましては、年に1回事業所側か

ら報告をいただくことになっております。報告は件数のみでありまして、内容その他については、こちらに報告はされておられません。

**○松田委員**

報告内容につきましては、件数だけではなく、そういった原因が何なのかということを引きちんとするというのもやはり大事ではないかと思っておりますので、今後、報告の仕方についても検討していただければと思います。

また、私の知っている、今は介護職から退いた方ですけれども、ヒヤリハットなどがあると、すぐ始末書を書かされて本当に大変だったと言っている方もいました。ヒヤリハット、事故については、職員のせいではない部分もたくさんあると思っておりますし、入居して間もないために、その施設の勝手がわからず、転倒したりするというケースもあると聞いておりますので、その点についてもよろしく申し上げます。

それで、先ほど言った宿泊を伴う施設から転職した方の例もあるように、一般的に介護職は、きついが賃金が安いというイメージもあると聞いております。平成23年度に介護従事者処遇状況等調査を行っておりますけれども、今後このような処遇調査、介護職員の方がどのように思っているかだとか、実態などを調査する予定はあるのかどうか、この点についてお聞かせ願います。

**○（医療保険）主幹**

介護職員の処遇の改善の調査についてでございますけれども、調査につきましては、来年度に始まる第6期の介護保険事業計画に合わせまして、今年度に行う予定でございます。これは小樽市が独自に行う調査でございます、現在その準備をしている段階であります。前回の平成23年度と同様に、市内の介護事業所、施設に対しまして、職員数や年齢、性別、雇用形態、給与、勤務日数、時間、そういったところの調査を実施する予定でございます。

**○松田委員**

わかりました。

**◎介護者支援について**

次に、昨日の一般質問で、介護保険制度は、介護を要する人の支援であって、介護をする人の支援になっていないのではないかという意見もあるということをお話しましたが、一昨日のテレビで、15歳から29歳までのヤングケアラーの実態が特集されておりました。詳しいデータはないけれども、今15歳から29歳までのヤングケアラーと言われている人が17万6,000人ぐらいいると言われているということでした。介護と学業の板挟みになっている実態が、あくまでもテレビですので主観的な部分も入っているかもしれませんが、今後、介護する人の対策も必要ではないかと思っております。このことについてどのような見解をお持ちなのか、お聞かせ願います。

**○（医療保険）介護保険課長**

ヤングケアラーについて御質問がございました。委員がおっしゃっていたとおり、10代や20代の若者が病気や障害のある家族の介護を担わざるを得ない、こういった場合に学校と介護の両立ですとか、進学や就職に影響があると、こういった問題が報道等で取り上げられている、こういったことは認識しております。こうした方々への支援については、政府などでは、若年者に限定したものはございませんけれども、介護離職の防止のためのモデル事業を行うといったことも聞いております。ただ、今後どのような支援策が必要になるのかということにつきましては、国の動向などを注視してまいりたいと考えております。

**○松田委員**

以前の質問の中で、介護をする男性が本当に大変だということでお聞きしたときに、小樽市としては、男性対象の介護の教室を開いているということもお聞きしましたが、なにせ男性なのでそういう教室に行くのがなかなか恥ずかしいとか、いろいろなことで参加者が少ないということも聞いておりました。今、国の動向という話もありましたけれども、私はよく言うのですが、国の動向などほかの動向を見るだけではなく、やはり小樽市としての主体性も持っていただきたいというのが私の思いでございます。

### ◎サービス付き高齢者向け住宅のサービス内容について

次に、サービス付き高齢者向け住宅の件で、これは一般質問にはなかったのですが、確認いたします。

素人考えでは、「サービス付き」ということで、いろいろなことをやってもらえるのではないかというイメージがありますけれども、サービス付き高齢者向け住宅に入所している知人から、靴下を履かせてもらおうと思ったら、それも料金がかかる、薬を管理してもらおうと思ったら、それもお金がかかる、そして、湿布を張ってほしいと言ったら、それも料金に加算されたという話がありました。一応、入居するときにはいろいろと契約をされて説明があったのではないかと思いますので、ここで言うサービス付き高齢者向け住宅のサービスというのはどのようなものをいうのか、確認させていただきたいと思います。

### ○（医療保険）介護保険課長

サービス付き高齢者向け住宅につきましては、施設の面で言いますと、各戸に台所や水洗トイレ、収納、洗面所、浴室の設備を備えましたバリアフリー構造になっている、基本的には賃貸住宅になります。生活支援に関するサービスといたしましては、安否確認と生活相談、これは必須として備えられておりますけれども、その他のサービスにつきましては任意で別契約という形でのサービス提供になります。また、介護サービスについては、外部の事業者のサービスを利用するといった形になるというふうに思います。

### ○松田委員

介護保険制度については制度改正も多く御苦労が多いかと思いますが、介護は誰でも通る道ですので、今後よろしくをお願いします。

---

### ○秋元委員

#### ◎街路灯について

代表質問の項目から質問しようと思ったのですが、何か所かの町会の会長や役員の方から、ぜひ街路灯の質問をしてほしいということで、報道にもありましたので、いろいろと要望を受けてまいりました。これまでほかの議員の方が言っていたのと逆になってしまうかと思うのですが、質問させていただきます。

まず、小樽市の街路灯設置の補助制度について、いつから始まった制度なのか、またその内容について説明いただけますか。

### ○（建設）庶務課長

街路灯設置費の件についてでございますけれども、夜間における治安の維持と交通安全ということを目的に昭和37年に小樽市街路灯助成規則が制定されまして、ここから始まっている状態でございます。41年には維持費の助成金ができておりまして、その後は補助率や限度額もいろいろ変更になっております。いわゆる省エネタイプとしては、平成12年にナトリウム灯、20年に無電極式が助成対象に追加されまして、22年にLEDの新設改良工事というものを助成対象にしたという経過がございます。

制度の内容についてでございますけれども、街路灯を設置若しくは改良する団体、個人に対しまして、工事費の一部を助成するという内容になっております。助成の内容といたしまして、灯具は白熱灯、蛍光灯、水銀灯、先ほど話しましたナトリウム灯、無電極式、LEDという種類がございますけれども、白熱灯については設置費の2分の1、5,000円限度、蛍光灯についても同じく2分の1で6,000円限度、水銀灯も2分の1で1万2,000円を限度、そのほか省エネのタイプは三つがございますが、これが同じく2分の1で1万6,000円限度、それから水銀灯のランプをLEDランプに改良するという、これは新しく追加したものでございますけれども、これが2分の1で7,000円限度、それから支柱に対しても助成をいたしております、設置費の2分の1で1万8,000円を限度という内容になっております。

○秋元委員

今、省エネタイプについてお話しいただいたのですが、補助の対象となっている省エネタイプの灯具の説明をしていただけますか。

○（建設）庶務課長

ナトリウム灯、無電極式、LEDの三つについて説明させていただきます。

ナトリウム灯につきましては、管の中のナトリウム蒸気に放電することによりまして発光します。無電極式でございますけれども、これも管内のコイルに電流を流して磁力線を発生させて、そして紫外線を発生させて、管内側に塗ってある蛍光体に紫外線が当たって発光するという光源になっております。LEDは、半導体の特性を利用した光源でありまして、電気エネルギーを与えてこれが光に変わる仕組みになっております。

○秋元委員

参考までに、もしなければ後でいいのですけれども、例えばナトリウム灯や無電極式、LEDの寿命、耐用年数ですね、年間電気料金、設置費用、また補助を受けて町会の負担が幾らぐらいになるのかという、それぞれのそういう検証というか、それはされたことは今まであるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

ナトリウム灯については資料を持ってきておりませんので、無電極式について説明させていただきます。

無電極式は、パンフレット等によっても違うのですけれども、寿命が大体LEDと同様で6万時間と言われております。LEDに比べて容量の大きいものが多いということで聞いております。容量が大きいものですから、LEDよりも設置費が若干高めになるという状況でございます。LEDは平成26年度、今回の申請の実績の平均でございますと、大体3万7,000円から4万円ぐらいの設置費、無電極式はそれより上で大体4万円から5万円ぐらいの設置費と聞いております。

○秋元委員

電気料金の検証などは、これまでされたことは特にないですか。

○（建設）庶務課長

電気代なのですけれども、先ほど申し上げたとおり、無電極式は容量が大きいものですから、必然的に電気代も高くなり得る傾向がございます。LEDについては、電気代が水銀灯100ワットに対応するLEDの電気代、ワット数が27ワットなものですから、少なくなっているということで、大体2,200円ぐらいになっております。

○秋元委員

私が町会の方から結構聞くのは、要するに防犯灯を替えようとする、皆さんLEDと言われるのです。私は全ての防犯灯をLEDに交換するというに非常に違和感がありまして、理由は後ほど申し上げますけれども、そういう部分から考えますと、ほかの市を見ますと、例えばナトリウム灯が耐用年数何年、無電極式が何年、LEDが何年、電気料金が年間幾らというような比較をされている資料みたいなのを一緒に出しているのです。

町会などにその中から選んでもらうみたいなのところもありまして、親切だなと思ったのですけれども、そういう取組といたしますか、これまでそういう説明といたしますか、町会に任せて特にこちらからそういう資料というか、提供はされてこなかったということでもいいのですか。

○（建設）庶務課長

ナトリウム式や無電極式については、特に周知はしていなかったというふうに思っております。

LEDにつきましては、本年4月に、町会向けの手引がございまして、その中で、電気代がどのぐらい安くなるかですとか、寿命がどれぐらいですとか、そういう周知はさせていただいております。

○秋元委員

以前、たしか平成20年か21年ぐらいに、小樽市が所管している街路灯をナトリウム灯に交換してほしいというこ

とずっと要望しておりまして、そのとき、国の補助金なども利用してほぼナトリウム灯に交換されて、そのときの効果額といいますか、電気料金の削減費用がたしか年200万円ぐらいになるというような話があったのです。そのときに町会に対してもぜひ省エネの防犯灯の設置についてもお話しいただきたいというような話もしていたのですが、そのときに市の電気料金の北海道電力との契約について話したときに、ほかの市では定額制と従量制があって混在しているために電気料金が割高になっているという話がありまして、そのことも質問させていただいたのです。そのことを一本化することによって電気料金の削減ができた市がありましたから、その点も質問させていただいたのですが、小樽市については混在していて統一はなかなかできないという話だったのですけれども、町会の防犯灯の電気の契約の状況というのは、どのような形で契約されているのですか。

○（建設）庶務課長

町会の街路灯の北電との契約ですけれども、ほとんどが定額式と伺っています。容量の大きいものについては従量制になっております。

○秋元委員

意味があってそうされているということだとは思いますが、わかりました。

予算額については、以前、議会の中で質問したときに、たしかこの補助金額については前年度の申請数に基づいて予算額を決めるというような話があったのですけれども、今の補助金の制度を見ますと、大体400万円というような話で伺ったのですが、先ほど鈴木委員が質問したときに、400万円以下でおさまっているという話だったのです。その差額といいますか、使いきらない部分というのは、例えば以前に聞いたら、いつまでというふうに決まっていた、それまでに申請してもらうのだけれども、そこに間に合わないで、それ以降に来た人も実はばらばらいるのだというような話があったのです。そういうものを認めているような状況はあるのですか。

○（建設）庶務課長

通常の申請につきましては、4月から5月末まで受けまして、6月上旬ぐらいに交付決定をさせていただいております。それと別に、400万円の当初予算の範囲内ということになりますけれども、急に灯具が壊れてつかなくなったという緊急対応ということで、年間受けております。多くの灯数ではなく、一、二灯というような灯数ですけれども、緊急的に必要になったときに随時申請を受けまして、それに対して交付決定をさせていただいております。

○秋元委員

ちなみに平成25年度、26年度で言うと、予算額を余した、不用額とは言いませんけれども、余った金額は幾らぐらいなのか。

○（建設）庶務課長

平成26年度につきましてはこれからですので何とも言えないのですけれども、25年度についてはうまく使っております。

○秋元委員

ある町会の方から、年1回の申込みだと非常に使い勝手が悪いという話をいただいたのです。なぜ1回しか申し込めないのか、例えば年度途中で破損してしまったりすることがあるのですけれども、そういう申請はできないのかということで、今言われたとおり一応4月から5月までと決まっているということで、それ以降は申請してないのですが、では年度内であれば、もし申請して余った予算があれば、可能になるケースもあるということでしょうか。

○（建設）庶務課長

今おっしゃったとおり、先ほど緊急的なものということで話しましたように、そのケースに該当する場合は随時助成いたしております。

○秋元委員

周知といいましても皆さんなかなかわからないみたいなので、結構申請しないで自分たちの町会費で直されているというような話も聞いたので、いや、わかりました。

この防犯灯の設置基準、これについても以前伺ったのですが、例えば設置の場所、高さ、距離というのは、何か基準みたいなものはありますか。

○（建設）庶務課長

設置の基準については、町会で必要な部分につけたいということで、特に基準は設けておりません。

○秋元委員

補助を受けた後の確認というのは、どのようにされているのですか。

○（建設）庶務課長

申請を受け付けまして、例えば10灯の申請をいただきましたら、予算の範囲内なのですけれども、10灯全部こちらの担当の者が見に行きまして、確かにその街路灯があるかどうか、新規であれば、何も無いところにつけるものですから、ないかどうか、それで交付決定をさせていただきまして、その後に工事していただきます。工事が終わりましたら、再度きちんと灯具がついているかどうかの確認をさせていただいて、その後、助成金の支払いということになっております。

○秋元委員

私は個人的に、防犯灯の設置の基準といいますか、そういうものがあってもいいのではないかと思います。というのは、以前も感じたのですけれども、全く意味のない高さに設置されていたりして、町会の人に聞くと、電器屋がつけていったから、よくわからないというような話なのです。

また、LEDではないのですけれども、要するに全く意味をなしていないような設置のされ方、あとは、特に中心部ですと、例えば国道沿いだと、国道の街路灯があるのですが、それに沿って商店街のデザインの凝った大きな街灯もたくさん設置されています。そういう部分もありますし、隣り合わせの町会同士で設置されていたりして、道路を照らすというよりは、何か基準みたいなものがないわけですから、まちまちにいろいろなところにつけられているし、あまり効果のないような使われ方もされているのです。

そういうものを一度整理しなくてはいけないのではないかと思いますのですけれども、その辺の押さえといいますか、確認というのは、今までされたことはあるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

今おっしゃいましたことについては、今まで見たことはございませんでしたので、他市の事例等も参考にしていきたいと思っております。

○秋元委員

街路灯、防犯灯ですね、いろいろと調べると、例えば観光地などで、LEDの照明が非常に問題になっているという記事もありました。先日、名寄市ですか、要するに白色光が明るすぎて、星を観測するのに非常に影響があるということで、ナトリウム灯に切り替えているという話がありました。また、観光地の金沢市では、いろいろな区域に分けて街路灯の制限みたいなものもつくられているのです。

小樽市にも景観計画などがありますから、その辺はどのようにになっているのだろうかと思ったのですが、環境省でも平成18年ですか、光害対策ガイドラインという、光の害のガイドラインというものをを出していて、読ませていただいたのですが、その辺の押さえといいますか、光の及ぼす害といいますか、その辺については課長で押さえられている、勉強されていることはあるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

今のところ押さええている事例はございません。

### ○秋元委員

小樽は天狗山から夜景が非常にきれいに見えますけれども、たぶん全町会の防犯灯がLEDになってしまったら、きっと夜景の状況も一変するだろうということで、海外でも、ビフォー・アフターではないですが、そういう観光地の写真が載っていました。やはりほとんどの防犯灯がLEDになると、本当に見た目が一変されてしまうのです。

そういうことから考えると、小樽市の例えば歴史的建造物が建ち並ぶような地域では、やはり分けて考えていかなければいけないのかなど。あと、住宅地域については、それこそ明るいほうがいいわけですから、LEDは可能です。ところが、歴史的建造物がある地域については、例えばナトリウム灯など、もう少し光源の弱いものに限定するとか、そういうような対策をつくっていくべきなのではないかと私は思うのです。

まちづくりでは、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観規則がありますけれども、この中で、「建築物以外の工作物」として「街路灯、照明灯その他これらに類する工作物」が定められているのですが、ここでいう「街路灯、照明灯」として拘束されるといいますか、縛りがあるものというのは、どのようなものがあるのかお聞かせいただけますか。

### ○建設部西島次長

景観規則の中での街路灯の御質問なのですが、それは光源を指定しているものではございませんで、意匠上の問題です、形ですとか、そういったものに配慮するといったことが趣旨でございます。

### ○秋元委員

昨日も市長から全部をLEDにと伺いましたけれども、私はもう少し慎重に考えていただきたいと思うのです。

一方で、町会の方からは、電気料金が非常にかさんで大変だという切実な声もいただきます。そこで、例えば課長から聞いたエバーライトですとか、今の水銀灯の灯具にそのままつけられるようなものもあるとも伺いました。そういう方法もあるのではないかと思いますし、先ほど言った、地域ごとにより光源を区切っていくような考え方もしていかなければいけないのではないかと思うのです。

その上で、今の助成制度の中身のあり方といいますか、ここも考えていかないとならないのではないかと思うのですけれども、今定例会でも今までたくさん、各議員から防犯灯の質問がありましたが、今の制度を考え直すような、見直すような考え方はあるのでしょうか。

### ○（建設）庶務課長

先日の答弁の中でもありましたけれども、今後の助成制度のあり方も含めまして検討してまいりたいと考えております。

### ○秋元委員

例えば帯広市だと、今リース方式でやっています。リース方式については、帯広市では1万3,000灯をLEDにと考えているみたいなのですが、こういうリース方式で数年間かけてLED化するというような自治体も多く出てきています。そのリース方式についての研究というか、何かされていますか。

### ○（建設）庶務課長

その辺も含めて、今後、検討させていただきたいと思っております。

### ○秋元委員

本当に他市では進んでやっています。国の補助金なども受けて、リース方式の研究や補助率の上積みと申しますか、そういうこともやっただんどん進めているような自治体もありますから、そこは国のそういう補助金なども使いながらぜひ早急に検討していただきたいと。

また、全防犯灯をLEDにという考え方もぜひ再考していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

## ○林下委員

### ◎ひとり親世帯のファミリーサポートセンター利用料免除について

代表質問で子育て支援に関しまして、ファミリーサポートセンターの質問をいたしました。その内容は、せめて母子世帯のファミリーサポートセンターの利用料の免除はできないか検討をお願いしたいというものでした。私は、市長からは全般的な子育て支援に関連した答弁をいただいたと受け止めておりましたけれども、ファミリーサポートセンターの利用料の免除については答えが示されていないのではないかと指摘がありました。それだけこの問題は、今日の小樽の状況を取り巻く情勢ということを考えますと、みんな関心を持っておりますし、市にとっても大変難しい課題だと思っております。再度この点について考え方をお聞きします。

### ○（福祉）子育て支援課長

ファミリーサポートセンターをひとり親世帯の方が利用した際の料金の免除についてでございますけれども、代表質問においては御要望ということで受け止めさせていただいた関係もございまして、答弁はしていないものでございます。

それで、この助成拡大ということでございますけれども、ファミリーサポートセンターについては、平成23年度から事業を開始いたしました。料金等の設定に当たりましては、道内他市の状況も勘案し、一部助成を取り入れたものでございます。現在、道内の人口10万人以上の市でファミリーサポートセンター事業を行っておりますのは、札幌、旭川、函館、釧路、帯広、江別、苫小牧の7市でございます。そのうち助成をしているのは3市でございます。残る7市では助成はございません。このうち病気の子供の預かりの差異と比較したものがございまして、例えば病気の子供を8時間預かったときの本人負担額については、7市中5市が病気の子供の預かりをしているものですから5市平均で申し上げますけれども、4,580円、約4,600円ということになっております。これに対して小樽市の現行の助成も含めての本人負担は4,800円となっておりますので、おおむね道内の実施例と同様の負担額となっております。使用料などにつきましては、10万人都市の平均額などを目安とする考え方もございますので、当面、助成の拡大という改定については考えていないところでございますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

## ○林下委員

ただいま御答弁いただいた中で、多くは中核市や政令市ということになるのだろうと思っておりますし、同じ10万人規模の都市では非常に努力されていると理解いたしましたけれども、私はとにかく単に他市に先駆けて先進的にこのようなことに取り組んでいるのだということをアピールするにも、今、非常に大事な時期ではないかという指摘をしたつもりなのです。例えば寡婦控除のみなし適用の関係や今回のファミリーサポートセンターなどについては、免除が無理だとしましたら、今後、減免という方向も検討できないものかと思っております。財政問題が深く関係することでもありますので、副市長などから御答弁をいただければありがたいと思うのですが、いかがですか。

## ○副市長

使用料の減免等につきましては、使用料・手数料の改定があるときに十分議論してございまして、財政問題だけではなく、ほかの制度と横並びといいますか、そういう均衡も配慮せねばならないものですから、これのみについて減免などはなかなかできるものではないというのが現状でございます。そういうことを考えますと、全体の中でどうあるべきかという検討が必要だと思っておりますので、そういう時期に再度検討するのが筋なのではないかということで、現段階で減免その他の対策というものは講じられないという状況でございます。

## ○林下委員

厳しい財政を考えますと、当然の御答弁かなと思うのですが、いろいろと節約できるところも含めて検討していただいて、ぜひこれからもよろしくをお願いします。

### ◎街路灯について

続いて、街路防犯灯の関係なのですけれども、多くの議員から取り上げられておまして、特に町会長と市との定例連絡会議でも市長から前向きな御答弁をいただいているということで、町会長も非常に期待しているのではないかと考えています。

私自身、市内でも恐らく一、二を争うぐらい小さな町会の会長をやっております、街路灯の維持というのは大変なことになるなというのは数年前から思っています、私の町会では、2年くらいかかったのですが、全部LED電球に取り替えました。それで、LED電球は結構安いのです。もちろん節電効果もありますし、町会にとっては電球を交換するサイクルが非常に長くなって、そういうメリットもあります。そういう意味では、非常に安価に交換できるということで、全部で50灯ぐらいなのですけれども、全て交換しました。ところが、先ほど来指摘があるように、電気料金が値上げになって、LED電球の場合は70パーセントの節電などということは到底できないので、やはり今回の値上げでその努力もふいになったかなというようなことで、今後また電気料金の値上げがあると、正直、これは非常に困ったことになると考えています。それで、私の町会は小樽のいわば限界集落みたいな感じで高齢者が非常に多いものですから、何とか街路灯を減らすことも考えたのですが、私が町会長になって逆に増えるような状態で、非常に困ったことになっているというのが率直な感想です。

やがて町会での維持・管理が難しくなるのではないかと、本当に不安なのですけれども、これが全て市に押しつけられても大変なことになると考えております。ただ、これから1万3,600強の切替えをしていくとすれば、やはりいろいろ考えるべきことがたくさんあると思っております。そこで、将来どうしたらこれを維持していけるのかということで、最近、北海道開発局では、高速道路の照明にLEDとソーラーシステムを組み合わせているものが結構あるのです。そういうことを考えますと、こういったシステムを採用することによって、将来的に街路灯の整備をしていける、あるいは維持していけるのではないかとというのが私の今の思いなのです。そういうLEDとソーラーの組合せというのはまだまだ開発局などに限定されておりますから、なかなか調べるのも難しいと思うのですが、現状としてはどういう御認識をされているのか伺います。

## ○（建設）庶務課長

ただいま、委員からソーラーつきのLEDという話がございましたので、道路照明が今おっしゃったことだと思います。それが町会の街路灯、防犯灯として使われているものかどうかということも含めて、若しくはメリット・デメリットがあると思われまますので、その辺も研究してまいりたいと考えております。

## ○林下委員

私も、果たしてそれが街路灯に応用できるかというのはまだ、ただ、どうしても将来的にこれは市にとっても町会にとっても相当重荷になる課題だと。したがって、何とかそれを維持していくためには、そういうものが開発されれば、あるいは街路灯として開発されているのだとすれば、もちろん設置するにはそれなりの費用もかかると思うのですが、ランニングコストを考えると、長期間にわたって使用するものですから、やはり回収できるのではないかと考えておまして、ぜひそういう研究や検討をしながら、今後、補助あるいは制度の見直しも含めて検討していただければと思っています。その辺は検討に値するかどうか。

## ○市長

街路防犯灯の件につきましては、各会派からいろいろと話を頂戴しているところであります。それで、昨日、答弁させていただいたときには、できれば数年間、10年、20年ではなく、もう少し短い期間で何とかできないかというようなことを今考えているところであります。

先ほどの秋元委員のお考えとは少し違うのですが、一つは、LEDにすることによって電気料金が7割安くなるということです。今、市が町会に街路灯の電気料金として5,000万円余り補助しているわけですが、仮に電気料金の負担が7割少なくなるということであれば、恐らく年間3,000万円から4,000万円ぐらい負担が少なくなるということです。今、街路灯は1万4,000個あるわけですが、LEDにいたしますと、1個当たり5万円ぐらいだろうと思っているので、全体の費用が7億円ぐらいだろうと思っておりますから、その7億円と、今申し上げた3,000万円から4,000万円ぐらいの部分との関係ですね、ランニングコストがその分だけ減りますから。ただ、答弁させていただいたように、財政も今厳しいということですから、すぐにそれだけの負担ができるのかという問題もあります。

もう一つ、今、町会に出しております補助の制度もいろいろと上限を決めてやったりしているものですから、そういったことなど、いろいろと検討していく時期ではないかと思っているのです。町会の高齢化も進んでおります。それから、加入率も低くなってきている、加入率という件数ですね、実際に戸数が減ってきている状況にありますから、そういったことを含めて、やはり市民の皆さんの安全・安心ということからいうと、この街路防犯灯は必要なわけがございますので、そういったことを含めて見直していきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

#### ○林下委員

よろしく申し上げます。

#### ◎北海道新幹線について

次に、北海道新幹線の問題について、昨日の一般質問でも出ておりましたけれども、私もいろいろ取り上げてきているのですが、第1回定例会の総務常任委員会でも、札幌延伸まで30年などというスパンではとても間に合わないということで、もっと働きかけをしてもらえないかという話をしました。たまたま、与党のプロジェクトチームですか、これが工期を5年間短縮するという決定をされたということで、また、北海道からも、経済効果に相当貢献できるはずだという試算も発表されておりますし、私も大変喜んでるところです。ただ、平成28年3月ですか、新函館北斗駅までの開業ということで、要するに開業に合わせるとすれば、いかに経済効果を後志にも引っ張ってこられるのかということが大きな課題になると思っているのです。

それで、今、協議会などもつくられて、市長には非常に大きな役割を果たしていただいているのですが、いろいろと考えますと、先般、道議会の民主党・道民連合の後志の首長とのヒアリングがあったのですが、新函館北斗駅までの開業を意識した意見はあまり出なかったのです。よく考えますと、新幹線問題ではどうしても並行在来線の問題、第三セクターにするのか、バス転換にするのかという課題があるものですから、ほかの関係する首長にとっては、今から変なことを言うべきでないという話になるだろうと想像しておりました。

そういうことで、新幹線というのは昔から、鉄道では終点効果というのが非常に言われているのですが、私の記憶では、例えば山陽新幹線でも岡山開業がありまして、岡山市は当時それほど大きな都市ではなかったのですが、今や政令市に成長しています。あるいは東北新幹線で言えば、東北開業、盛岡開業があって、盛岡市もそれほど大きな都市ではなかったのだけれども、今や大きな都市に変貌して、ビルも建ち並んでいるということで、終点効果というのがよく言われていたのです。

北海道新幹線も札幌－新函館北斗開業ということで、札幌延伸まで少なくとも20年がかかるとすれば、何としても函館開業を経済効果に結びつけるためには、非常に大事なチャンスだと考えています。それで、今、終点からどうやって経済効果につなげていくのかという意味では、やはり交通のアクセスが意外と大事な要素だということが言われています。考えますと、高速道路にしても鉄道にしても、全て室蘭経由に集中しています。結局、小樽経由、後志全体で考えてみますと、今のところアクセスがなかなか難しいという状況です。

私はせめて小樽－函館間の都市間バスを走らせて経済効果に結びつけるべきだと、前にも話したことがあるので

すけれども、そういうことが今、最短の道ではないかと思っています。先ほど申し上げたように、なかなか首長からは切り出しにくい課題だと。やはり協議会の場で小樽市長がそういったものを提起して先導していかないと、なかなかほかの首長から出すのは非常に難しい。高速道路も、現在では函館、北斗市から黒松内町まで高速道路はつながっていますから、そこから一般道を走りながらまた高速道路につなげていくというようなことが想定されるのですけれども、欠点としては、長距離バスになると、運行時間を把握するのがなかなか難しいという点がありますが、今はGPSなどいろいろなものが発達しておりまして、運行を把握することが非常に簡単になってきています。それで、後志の各町村が、例えばニセコ町や倶知安町ではコミュニティバスやデマンドバスをやっていますから、そういったものと接続すれば、恐らく非常に利便性のいいアクセスになるのではないかと考えています。

そういうことで、せっかく函館まで観光客が来ても、今の状況ではどうしても後志には観光客を引っ張るだけのアクセスがない、今のルートで札幌に入ってしまうと、恐らくは今の小樽の観光の欠点といいますか、要するに滞在型の観光客は全部札幌に吸収されてしまいます。だから、何としても、後志の各町村と協力して、こういう政策を実現してもらえないかというのが私の今考えているところでございます。

20年先の議論、あるいは並行在来線の転換問題というのはもう少し先の話ですが、ぜひそのことを市長にやっていただきたいと思っております。若干持論が多くなりまして、誰かに似ていると言われそうですが、御答弁をお願いします。

#### ○市長

今、林下委員の思いをしっかりとお聞かせいただきました。

北海道新幹線、新函館北斗駅までの開業は2年後でございます。当初、札幌までの延伸については、函館まで来てから20年という言い方をされていたわけですがけれども、麻生財務大臣の先般の話からすると、5年ぐらい短縮できるのだろう、それに向けて取り組んだらどうだという、こういう話も頂戴しておりますので、私どもも第2回定例会が終わったら、国土交通省鉄道局あるいはいろいろなところ、鉄道・運輸機構にも、何とか短縮できるように、早く札幌まで延伸してもらえるように、そうしないと私自身が恐らく見られなくなるのではないかという心配もしておりますので、その思いは持っております。

それで、先日、後志総合振興局が中心になって、事務局になって、後志の観光あるいは産業といったものをどうするかということを開始したわけでありまして、そういう中で、新函館北斗駅までの開業の後、何とか後志地域を活性化できるようにしていきたいと思っております。先般も話をさせていただきましたけれども、特に東北、北関東からの観光客を何とか小樽にも引っ張っていききたい、こういう思いで取り組んでいくつもりでございます。ですから、委員がおっしゃっていた並行在来線のこととは別なことだろうと思っておりますので、これがあるからあまり積極的ではないということはないというふうに思っております。

あわせて、新幹線はあと15年か20年かという状況ですがけれども、やはり北海道横断自動車道も何とか早く黒松内町まで持っていききたいと思っております。今年度、共和一余市間が事業着手されることになりましたので、よかったと思っております。稲穂峠を越えてしまうと、あとは平坦なところですから、倶知安町、そして黒松内町というようにつなげていきたいと思っております。これは、救急医療の関係も一つあります。それから物流もあります。しかし、やはり観光客、観光振興にも大変大事な道路だろうと思っておりますので、そういったことを含めて積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

#### ○林下委員

私も現職の時代に、有珠山の噴火がありまして、JR北海道としては何か月も列車を走らせることができないというような、そのときは高速道路もだめになりましたから、そういうことで考えますと、有珠山のほかに樽前山もありますから、鉄道事業者としては、万が一噴火の可能性があるとすれば、非常に大きな影響を受けるだろうということで、有珠山の噴火のときは、会社に、この際、小樽回りで特急も貨物も走らせるべきだということで迫った

のですけれども、なかなかその決断をできなかったというのは、鉄道でいえば、小樽から先のこちら側は山線と言っていて、非常に路盤も弱いし、乗降人員が少ないものですから、20年先のことを考えたら本当にもつのかというぐらい非常に厳しい経営状況なのです。だから、どうしても整備の費用も、今いろいろ問題も起きて御迷惑をかけていますけれども、そういう状況になっています。

それで、最近の傾向を見ますと、先般も大雨で室蘭から先は行けないということで何日も特急が運休すると、だから、不便けれども、全部都市間バスに集中している、あるいは飛行機で臨時便を出して対応しているというような状況なのですが、残念ながらこちら側を回る都市間バスは1本もないのです。ですから、必ず成功するだろうと思いますし、そういうアクセスがきちんと確立すれば、住民にとっても、観光客にとっても、将来の経済効果も大きく引き出せると確信しているのですけれども、担当理事者はいろいろと今まで検討に携わってこられたと思いますので、その辺の考え方も含めて、お聞かせいただければありがたいと思います。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

後志総合振興局で立ち上げております北海道新幹線しりべし協働会議では、函館から後志地域への都市間バスやアクセス列車なども含めた2次交通の充実強化についても検討していくことになっております。そちらでそういったことも検討していくこととなると考えております。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

#### ○吹田委員

##### ◎臨時職員の賃金について

最初に、先日、低賃金のことで質問させていただいたのですけれども、私のももとの質問のやり方が悪かったようございまして、私が答弁をいただいた部分で、数字が全く合わないという問題が起きてしまったのです。私は、200万円程度の収入の方に、実質そのぐらいお金がもらえるためにはどのくらい必要かということで質問したと思っているのですけれども、市長から80万円という金額が出まして、これなのですが、ここをもう少しきちんとしなければならぬと思っていますので、担当理事者からこの内容を説明していただきたいと思います。

#### ○（総務）職員課長

先日の答弁の関係なのですけれども、吹田議員の御質問が、結局、臨時職員についてということで、手取り200万円以下の臨時職員を手取り200万円まで引き上げるにはどのくらいの額が必要かという御質問だというふうに理解しておりまして、臨時職員については、その時々的情勢によって雇用期間や雇う方の職種も違いますので、当然、賃金単価も変わってきますので、年間トータルで幾らというのはなかなか算出できないということで、賃金的に最も低い事務職員の例をとりまして、200万円の手取りにするには80万円必要だということで答弁させていただきました。

#### ○吹田委員

私はそもそも、200万円の臨時の保育士の方が手取りで200万円もらうためにはどうしたらいいかということで聞いたつもりなのです。大分話が合わなかった。それで、そうしますと、単純にいきますと、200万円にするためには235万円ぐらい必要だということが今の御答弁であると思うのです。だから、1人35万円ぐらい増やせば、さまざまな収入・支出がありますから、その中であると、ももとの総支給額程度のものが確保されるだろうと考えていまして、このためには、七十何人という数字ですから、簡単に掛けますと多くて3,000万円程度かなと。これは、最初に言っていますけれども、私は職員の総体の人件費は、病院や水道局は関係ないのですけれども、あちらへ行くと約90億円は持っている。だから、そういう面では、その程度のお金というのは物すごく小さなお金だと考えていまして、そういうものもやはり配慮していただくことが必要ではないかと考えているのです。ここで皆さん

目標を持って、さまざまに努力されておられますので、やはりそれに対応してあげることが必要ではないかと常に思っています。自分たちのほうでも、臨時という方々がたくさんおられるので、その中でもやはりそういう方々をどのようにするかということについては、皆さん考えていらっしゃると思うのだけれども、そういう形の中で、そういうことを検討していただきたいということをお願いしていますので、この辺についてももう少し今後検討しますとか、そういうような話があればいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

市職員の給与の考え方というのは、地方公務員全般にかかわるのですけれども、地方公務員法第24条で、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されております。これは俗に均衡の原則と呼ばれてはいますが、主としては、正職員の給与を決めるときには、官民の給与比較などをして、国家公務員の給与決定の基準となっている人事院勧告に準じて市職員の給料を決定していますので、この法の趣旨の均衡の原則に沿ったものだというふうに考えています。

また、臨時職員の賃金については、代表質問で答弁させていただいていますけれども、業務の内容や困難性、必要な資格の有無などのほか、北海道の最低賃金や市内官公庁、道内都市の賃金単価などを考慮して決定しているということで、このように市の正職員も臨時職員も一定の基準に従って決定しておりますので、金額的な格差があるから、例えば高いほうから低いほうへ配分するというような考え方はできないというふうに考えております。

○吹田委員

今回、事務補助の方は年間155万円程度という形なのですが、これを計算すると、時給で769円ぐらいだと思うのですが、そちらはどのような計算をして、どのような数字と考えていますか。

○（総務）職員課長

臨時職員の事務補助の時間当たりの計算なのですが、臨時職員については日額単価で支給しております、その日額は6,360円となっています。これを1日の勤務時間7時間45分、正職員と一緒にすれば、ですから7.75時間です、7.75時間で先ほどの日額単価を割ると821円ほどになります。

○吹田委員

この方々は給料をもらうときに社会保険料などさまざま引かれるのですが、この155万円の方は手取りでどのぐらいになると考えますか。

○（総務）職員課長

先ほどの事務補助の方の年間の手取りという御質問なのですが、日額換算で6,360円と。今年度の日数でいきますと、稼働日数、1年間働いたとして244日ございます。支給額が155万1,000円ほどになります。この中から社会保険料、雇用保険料、所得税を引きますと131万円ほどとなります。

○吹田委員

ですから、一生懸命働いて、自分のところに来るお金が10万9,000円ぐらいだと。私は寂しすぎると思っています、この辺は皆さんの個人的な温度差があると思うのですが、私はどうかと考えます。この辺はもう少し検討していただいて、いい形に進めていただきたいと思っていますので、これは希望でございますけれども、この件については終わります。

◎街路灯LED化の財源について

それで、今日は街路灯についての質問が大変あるのですが、私からは、観点を変えまして、まず、経済産業省と環境省では、小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業を進めていますが、この内容を担当部署では把握していますか。

○（建設）庶務課長

ただいま委員がおっしゃいました環境省の事業は、一通り目は通させていただきます。

○吹田委員

内容的にはどのようなものなのでしょうか。

○（建設）庶務課長

環境省のLED街路灯等導入促進事業についてでございますけれども、小規模自治体における街路灯の屋外照明にLED照明を導入するための調査や導入に対する補助事業となっております。

○吹田委員

直接聞いてみましたら、そういう調査のもの、それから設置にかかわる費用、いわゆる器具ではなく、それについても補助するという感じで言っていたのですけれども、そういうものについては聞いていませんか。

○（建設）庶務課長

委員がおっしゃるとおり、調査の事業、それから照明導入の補助事業の二つに分かれていると聞いております。

○吹田委員

私はあまり乗り気でないのですけれども、これはリース方式だけという感じになっておりまして、これはこれしか方法がないような言い方をしているのですが、それについてもう少し前に進んだようないろいろな方法を聞いていただけましたか。

○（建設）庶務課長

私どもでは、今リース方式ということの前提と認識しております。

○吹田委員

今、道内でもこの関係を少し進めているところがありまして、深川市では2,000灯をやりたいということで、もうプロポーザルで契約を結んで動くような感じでございます。リースというのは何かというと、器具のリース、それから維持・管理をセットにしたような商売をされるという感じでございまして、小樽市内の町会を考えたら、維持・管理にそれほどのお金を払う必要は全くないと思っております。深川市では、ざっと計算しますと1灯当たり4万8,000円の金額でやりますということになっているのです。私は2万8,000円程度でおさまると思っておりますので、この辺のやり方もあると思うのですけれども、そもそも街路灯のこういう導入について、例えば、基本的に小樽市ではいろいろなものに過疎対策事業債を使うことがあるのですが、過疎債の対象になることは考えられませんか。

○（財政）財政課長

街路灯ですけれども、平成25年度は、街路灯設置の助成金の財源として過疎債のソフトを導入しております。

○吹田委員

それで、今、街路灯の関係で、小樽市では、電気代について大体年間で5,500万円ぐらいを予算化して対応しています。例えば全部で1万4,000灯、1灯当たり2万8,000円としましたら、金額で約3億9,000万円。それで、市債を発行しますと、0.5パーセント、200万円の金利を払っていくという感じだと思うのです。起債の場合は、12年ぐらいと考えますので、単純に割ると約3,200万円の金額を毎年度払うと。これで電気代が極端に下がると、今の状況からいきますと、基本的に町会に助成する金額にならない。だから、そのものを全部器具のほうに投入しても大丈夫だろうというのが私の考えなのです。このあたりについては、専門家の財政部では、いや、それは違うのではないかとこの話が出てくるのかもしれないのですけれども、恐らく市の負担をいかに減らして、そしてやれるか。先ほどの質問でも、いったん全部替えますと、維持・管理でそういうさまざまな問題がずっと起きない可能性がある、これも物すごい大きなことだと。それから電気代は、今5,500万円ぐらいですから、6割としましたら市内で払っているものは総体の電気代が9,000万円余りなのです。9,000万円の3割としますと、電気代が3,000万円はいかない。そうしますと、市の負担にならないことが非常に多くあるのではないかと考えているのですけれども、予算でそう

いうものについての研究をする形が必要かなと。それと、先ほどの質問でも、全部真っ白でいいのかどうかという話もございました。それもまたあると思うのです。それも含めて、さまざまな地域の方々の要望もありますから、そういう面では、そういうものも考えながら導入を進めることをやって進めてみてはどうかと、私は小樽市の市債というのは、財源があるかどうかの話だと思いますから、そういう形では、そういうことを検討することがいいのではないかと考えているのですけれども、そういうところについて、財政部ではどのように考えますか。

#### ○（財政）財政課長

まず、LEDの切替えの関係ですけれども、今いろいろ提案いただきましたが、まず、各自治体の取組で国の支援をいただいたり、起債を導入したりということで、財源の導入については違いがございます。これは、街路灯の設置の方法、制度そのものがいろいろ異なっておりますので、事業の仕組みによって導入できる財源が異なっているところがございます。ですので、先ほど来、答弁させていただいておりますけれども、ここ数年で切り替えられるような方法を、財源を含めて検討するというところでございますので、その中には当然、財源を入れるための制度設計というところも考えていかなければならないとは思っておりますので、そういう形で今後検討していきたいと思っております。

あと、過疎債につきましては、先ほど申し上げた、あくまでも過疎債のソフトという形でございますが、これは助成の部分には入れられるものでございますので、過疎債といっても枠がございます。青天井ではございませんので、その辺も含めて、財源をどうするのかというのは十分検討してまいりたいと思っております。

#### ○吹田委員

これについては経済産業省の方も、金額がこのぐらいだと言ったら、うーんと言っていましたけれども、だからそういう過疎債について潤沢に使えるという方法はないと思いますが、私はあまりそういうのに固執してやり方を難しくするよりも、直接自分たちでやったほうが逆に安くできる可能性もあると思っております。この辺もぜひ御検討いただければと思います。私は、これはできるものだと考えておりますので、よろしく願います。これについて何か御答弁いただけますか。特にないでしょうか。

#### ○市長

街路防犯灯については、先ほども答弁させていただきましたけれども、今やはり町会も大変金銭的にも厳しくなっておりますし、それから加入会員も減ってきているという状況であります。しかし、街路防犯灯がないというのは、やはり市民の安全・安心を考えたときには必要だろうとは思っておりますので、今、財政課長からも答弁させていただいたように、一つは財政の問題をどうするかということを含めて、しかし、新しく切り替えることによってランニングコストが7割減になるということですから、むしろ長い目を見たときには、早く替えていくことも大事だろうと思っておりますので、そういったことで取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

#### ○吹田委員

##### ◎入札制度について

次に、代表質問でも質問させていただいたのですけれども、契約管財課にお聞きしようと思うのですが、そもそも予定価格という考え方と、それから調査基準価格、それと最低制限価格というものがあるのですけれども、この考え方はどういう形で作られたものなのか、お願いします。

#### ○（財政）契約管財課長

最低制限価格についてでございますが、これは工品の品質の確保の面から導入された制度でございます。調査基準価格ですけれども、それにつきましては、低入札価格調査制度というものの中に調査基準価格というものを設定しまして、そこで基準を判断するものであります。予定価格につきましては、設計を国や道の単価に基づきまして積算し、算定したものでございます。

○吹田委員

それで、調査基準価格、それから最低制限価格の金額につきましては、通常の事業としてやる場合に、この金額でやりましたら、それを受けたところが基本的にちゃんと普通に仕事ができているという形を想定された金額ですか。会社は商売をしていますから、利益を生まなければだめだということになりますから、そういう中では、この金額というのはそういう形で設定されたものと考えてよろしいですか。

○（財政）契約管財課長

この金額につきましては、この金額以下であれば、工事の品質確保がされないだろうという最低の価格を設定しているものであります。

○吹田委員

それで、今回、入札について私が話した中では、最低制限価格は今回3,000万円以上でしたので、調査基準価格を下回ったということで、それでもなおかつ、それについては中身をチェックして、それでよければ発注だということで、今回は金額が低くて、一番低い業者が落札してしまいました。ですから、それでも仕事ができますよということやったわけですから、それは市民のためにどうされたのだろうかと思っております、だから、この価格というのは、それだけということは、基本的にそれよりも高くするということは、私の見方からすると、何か利益を別に上げたような感じだと考えているのですけれども、そういう捉え方というのはどうでしょうか。契約管財課としてはどう思いますか。

○（財政）契約管財課長

先ほどの3,000万円以上になりました低入札価格の件につきましては、この金額を提示した業者からヒアリングを行い、適正に工事ができることを確認し、落札者と決定したものであります。

○財政部長

今、吹田委員がおっしゃった、それ以上はもうかるというのは、私は違うと思います。これ以下だと品質を保てる保証がない、我々発注者側として、それ以下だと客観的に何か理由がなければできない、ですから、その理由について、先ほど課長が申したようにヒアリングをして細かくやるのですけれども、それで、そういう理由ならばこの金額も納得できる、そういうことであります。ですから、入札において、いろいろな金額で応札がありますが、それはそれぞれの業者がそのときの経営状況、それらを含めて総合的に考えるものだと思っております。

○吹田委員

今回、昨年などは常に言ったのですけれども、指名競争入札参加資格者名簿登録規則上のA1の業者が参加したものは、ほとんどのものが入札を通るのです。予定価格の94パーセント台できちんとやっているのです。それ以下もなければ上もないのです、それ以上だと、96パーセント台にばらばらとあって、そして入札が成立しますとなっているのですけれども。

今回、A2、B、Cの業者がやっているのは、全く違う数字で入っているのです。だからこれはやはりもう少し何か工夫がないとだめかなという感じがしております、そういう形では、今、電器屋がどうのこうのということをやっているわけですが、何とかそういうところに回すためには、どこかでやらなければならない仕事はいっぱいありますから、だけれども、少しでもそういう形にして、そして別なところに適切なお金を使ってやればということなのです。このようなものについて私は、94パーセント台で落とされたものはなぜそうなっているのかということなのですけれども、契約管財課、財政部ではどのような検討をされているのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

落札率については、入札された結果でありますので、結果として受け止めております。

○財政部長

先ほど、どちらかという、小さい工事は落札率が低く、大きい工事は高いということでしたが、これは一般論

としてですので、小樽の例がそうだというわけではないのですけれども、小さい工事でありますと、それぞれの業者が持っている仮設材や事務所の機能といったものを自社調達できるという例があって、価格を落とせるというのはあるのだと思います。また、億単位の大きな工事になりますと、年に何回も発注するようなものではない、特に議会で議案として上程するような工事は、その都度、外部から仮設材を調達したり、資材を調達したりして、そういう面で外部からのコストが高くなるということはあるのだらうと思います。それに、それぞれの業者の経営状況、そういうもので落札率は決まってくるのだらうと思っております。

**○吹田委員**

これについてはこちらとそもそもスタンスが違うので、財政部ではそういう形で御理解していると、私にはそれがなかなか理解できないという世界でございますので、やはりこれについては何度もこういうところで話しておかないと、そもそも業者の方々がいろいろといかにしたら安くできるのかということについては、研究していないのかという感じがしますので、私はここでは言い続けるしかないと思っております。

ただし、それについても、やはり行政側からも、どのようにしたらそういう形でさまざまなものを圧縮できるのかというようなことも、いろいろとアドバイスしてあげてもいいのではないかと申うのですけれども、その辺についてぜひと思うのですが、その部分についてはどうでしょうか。

**○財政部長**

今の話は、私は設計の問題だと思います。設計の中で、どういう設計をするかということに係ってくると思います。ただ、我々が設計をしてそれを予定価格として入札する、それについては、入札の制度も、その時々情勢に合わせて、国や道の制度を見ながら、随時改革はしてきておりますので、一概に我々からこうせ、あせと申うのはなかなか難しいだらうと思います。そこがやはり、民間の力をかりてやっていく今の公共工事のあり方ではないかと思っております。

**○吹田委員**

どちらにしましても、こういう問題がありますということで、それと、今年度もこれからさまざまな工事を行うと思うのですけれども、インフレスライドについて、今年度これから進める事業でも可能性としてはあると考えてよろしいですか。

**○財政部長**

今回、補正予算に上げさせていただいております以外は、今のところ聞いておりません。ただ、この後、国が賃金や資材の動向を踏まえて、また新たな日付で出せば、そういうのがある可能性はあると思います。

**○吹田委員**

これについては、そういう形でぜひさまざまな検討をしていただきたいと思います。

**◎観光船あおばとの座礁事故について**

続きまして、株式会社小樽観光振興公社の件です。

観光船の運航にかかわって、安全運航についてのことで北海道運輸局から文書が来たと思います。これについてはどのようなものが来たのかと思っておりますので、いかがでしょうか。

**○（産業港湾）観光振興室長**

北海道運輸局から海上運送法第19条第2項に基づく、輸送の安全確保に関する命令という、業務的な内容を改善してほしいというような命令が来たところでございます。

**○吹田委員**

こういう文書一つで来たのですか。それとももっと内容が細かくあったのですか。

**○（産業港湾）観光振興室長**

運輸局のホームページにも載っている大まかな概要がございますけれども、さらに細かい内容につきまして運輸

局の指導がございました。

**○吹田委員**

これにかかわって、公社が対応されたと思っていますけれども、これについては市でも、どういう形の事をされたということについては具体的にお聞きしているのですか。

**○（産業港湾）観光振興室海谷主幹**

事故の報告については、逐次観光振興公社から聞いております。

**○吹田委員**

少し違うのですけれども、私の聞き方がよくないからなのですかね。

それで、私は、これから実際は事業を、船を動かさなければだめだと思っているのですけれども、これにかかわって、公社自体がこれについてどのようなことがあったのかについて、公式な形で原因などということの説明する機会があってもいいのではないかと考えているのです。そのような形の考えやそういう今後の動きなどについて、市ではどのように把握されていますか。

**○（産業港湾）観光振興室海谷主幹**

事故の発表につきましては、現在、観光振興公社では、5月27日付けで北海道運輸局から出された輸送の安全確保に関する命令に基づき、改善措置について社内で整理し、改善報告を作成しているところであると聞いておりますので、事故についての発表段階にはまだ至っていないものと考えております。

**○吹田委員**

今後は、実際に運航再開という形に動くものについては、何をやって具体的に動くと考えますか。私は、やはりあらかじめそういう形の事をやっていいという形が何か来るかもしれないし、自分たちがなぜこうやったかということについてきちんと説明責任を持って、それからスタートするのだと思うのです。その辺については、どのような感じで公社では考えていらっしゃるのだろうかと思うのですけれども、おわかりになっていればお聞かせください。

**○（産業港湾）観光振興室長**

委員のおっしゃるとおり、社内で事故が起きたことについてきちんと検証することは確かに非常に大事だと思っております。それについて、今、検証を進めているところでございます。また、運輸局の先ほどの命令では、航路のことや社内の安全管理体制、安全教育、社員教育など、いろいろな項目について検討するよということでございますので、各項目についてきちんとした回答を出すよということ、今、整理しているところでございます。

**○吹田委員**

大分期間がたっておりまして、観光客も大変来ていますので、なるべくきちんとした形で運航を再開してほしいと思っています。この辺についても、公社でもさまざま努力されていると思うのですけれども、市もそういう点では再開に向けてさまざまなバックアップをしなければならぬと思います。このことをよろしくお願ひしたいと思うのですけれども、どちらでこれについては対応されるのでしょうか。

**○（産業港湾）観光振興室長**

観光振興公社の所管につきましては、私ども観光振興室でございますので、先ほど主幹も申しましたとおり、命令書、それから運輸局からの指導内容につきましては、逐次内容を見せていただいております。それにつきまして、改善の方策について、私どもがアドバイスできることにつきましてはさまざまアドバイスしてまいりたいと思っておりますので、本会議でも答弁いたしましたとおり、今後とも、観光振興公社と緊密な連携をとりながら、再開に向けて進めてまいりたいと考えております。

○吹田委員

◎地域人づくり事業について

代表質問の中で、地域人づくり事業について質問させていただきました。聞いていて、私はそのような状況になっているとは思っていなかったのですが、そのときには37名の雇用が発生するであろうということが想定されていたのですが、実際は1名だったというのですけれども、この事業自体はいつから始まっていつに終わるような形で、各事業は考えられているのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

地域人づくり事業についての御質問でございましたけれども、まず、この事業についても一度説明させていただきます。

先日の答弁の中では、現在1名の雇用ということで、予定では37名の雇用ということになっております。4月21日の第1回臨時会で議決をいただいた後に、5月1日に本申請をしまして、5月中旬から下旬にかけて道から交付決定を受けて、それから業者と委託契約を結んで、6月に入って求人に移っているということですので、先日の答弁の時点では、まだ1事業所で1名の雇用だという答弁をさせていただきました。残りの36名につきましては、12名の雇用については今週の土曜日、6月21日に雇用予定になっておりますし、介護につきましても、現在13法人で21名の求人をかけている途中ですので、最終的には37名の雇用になるというふうに考えております。

○吹田委員

私が聞いたのは、いつ事業を始めていつ終わるのかということだったのですが、物によって期間は違うと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

事業の実施期間につきましては、まず、新卒未就職者等及び女性離職者の再チャレンジ支援事業につきましては6月1日から年明けの2月28日という事業期間になっております。それから、介護人材確保支援事業につきましては6月1日から翌年の2月28日、障害者相談支援事業所サポート事業につきましては5月19日から翌年の3月31日と、それぞれの事業期間となっております。

○吹田委員

先日、御答弁いただいたものは、この補助制度の中で、皆さんを雇用する期間は何か月ありますかと言ったら、これほど長くなかったような気がしますけれども、それと今の答弁とでどういう整合性をとるのででしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

先日は、失業者を雇って、実際に雇う期間ということで答弁させていただいています。事業の実施につきましては、委託契約をしてから、ハローワークを通して求人をかけますので、当然その間で2週間などというタイムラグがございますし、雇用が終わった後に道にさまざまな書類を提出しなければなりませんので、その書類整理として、雇用が終わった後の1か月などという中で、書類整理をする期間を設けていますので、事業の実施期間と失業者を雇う期間というのは実際には違っております。

○吹田委員

そこは、私自身はクエスチョンマークな部分があるのです。というのは、通常、事業は、例えば完了届を出すために、そこまでその後もずっと事業をやっているというのは、おかしな話だと思うのです。通常は、事業が終わったら、そこで終わったところで書類をつくって出すというのが基本です。今の話では、事業者は雇用が終わったよと、だけれども、事業自体はそのまま続けておいて、その中で報告をつくりますと、報告をつくったときには、そうしたらまだ締めていないということを言っているような感じがするのです。そういうニュアンスでお話しになったような気がしますけれども、それは違いますか。通常は、事業というのは何月から何月まで、例えば3月31日だったら、3月31日に終わった後に完了届という書類をつくって出すというのが基本なのです。今の話では、それ

をつくるために事業を続けているというような言い方をしたのですけれども、それは違いますか。

○（産業港湾）商業労政課長

繰り返しになりますけれども、あくまでも今回の地域人づくり事業といいますのは、失業者を雇用してそれぞれ実情に応じて人材育成をして、その後の正規雇用に結びつけるという事業になっています。事業期間については先ほど説明したとおりで、その事業期間内に提出するのに必要なさまざまな資料も作成するという事で事業を組んでいまして、それについては、雇用期間と資料の作成を一致させる必要はなく、雇用は2月末で終わって、その後1か月かけて書類をつくって提出するという事で事業となっていますので、そういった事業の組み方でやっています。

○副市長

たぶん補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律との絡みだと思うのですけれども、確かに吹田委員が言われるように、事業が終わってから30日、若しくは3月31日であれば4月20日までということで、実績をここに提出してくださいということになっておりますので、事業が終了してから補助金をもらうための書類をつくる期間というのは、事業期間に含まれていません。ただ、事業が、雇用が終わってから実績報告をつくらねばならないのですが、そういう事務的な作業、つくる時間も含めて事業期間に含めておりますので、2段階方式みたく考えていただければ、実績報告をつくる期間の事務整理の期間と、補助金をもらうための事務整理の期間は別物でありますので、そこら辺の勘違いをしていただければ困るので、申し添えておきたいと思えます。

○吹田委員

それで、本人に支払う事業費で、給料として支払うものは今回5,000万円ほどあるということです。それと、後はそれを受託したところの事務的なことをするためのお金が2,000万円ほどあるという話でございましたから、私はそこで、そういうさまざまな事務をやる上についても、お金は出ていますということだと理解したのです。だから、終わっていないのに、その間にお金を請求する事務が進んでいたなどということは、私にすれば理解に苦しむ部分があると。それで、その部分ではどうなのかということで質問させていただきました。そのやり方はさまざまあると思えますので、その事業事業がありますのであれですけれども、5,000万円というものがあまして、そして37名の方が何日間勤務するという形でありましたものを全部割り返しましたら、1人平均月22万円ぐらいの金額になるのです。そのような金額を払うような形できちんとなっていると考えていいのですか。それとも、雇った方々についてもタイムでやったのか、それとも年齢によって違うとか、そういうのはどういう形でやっているのかと思うのですけれども、結構大きな金額ですよ、それはどのようになっていますか。

○（産業港湾）商業労政課長

22万円と今おっしゃいましたけれども、大体20万円弱になるのですが、人件費としては給与と交通費、社会保険料を含めた金額になっておりますので、年齢などを問わず、事業ごとで職種が違いますから、当然給与額は違いますが、先ほど言った5,000万5,000円ですか、それについては失業者のそういった人件費に充てられるということになっております。

○吹田委員

どちらにしましても、そういう形で、収入のない方にきちんという形でこれぐらいの金額をお支払いいただければ、一つの生活の足しになると考えますので、ぜひこの辺は37名の方に早くにそういう職業についていただいで進めていただきたいと思えます。どちらにしても、そういう形でこの事業は、また機会があれば大いに取り入れていただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。